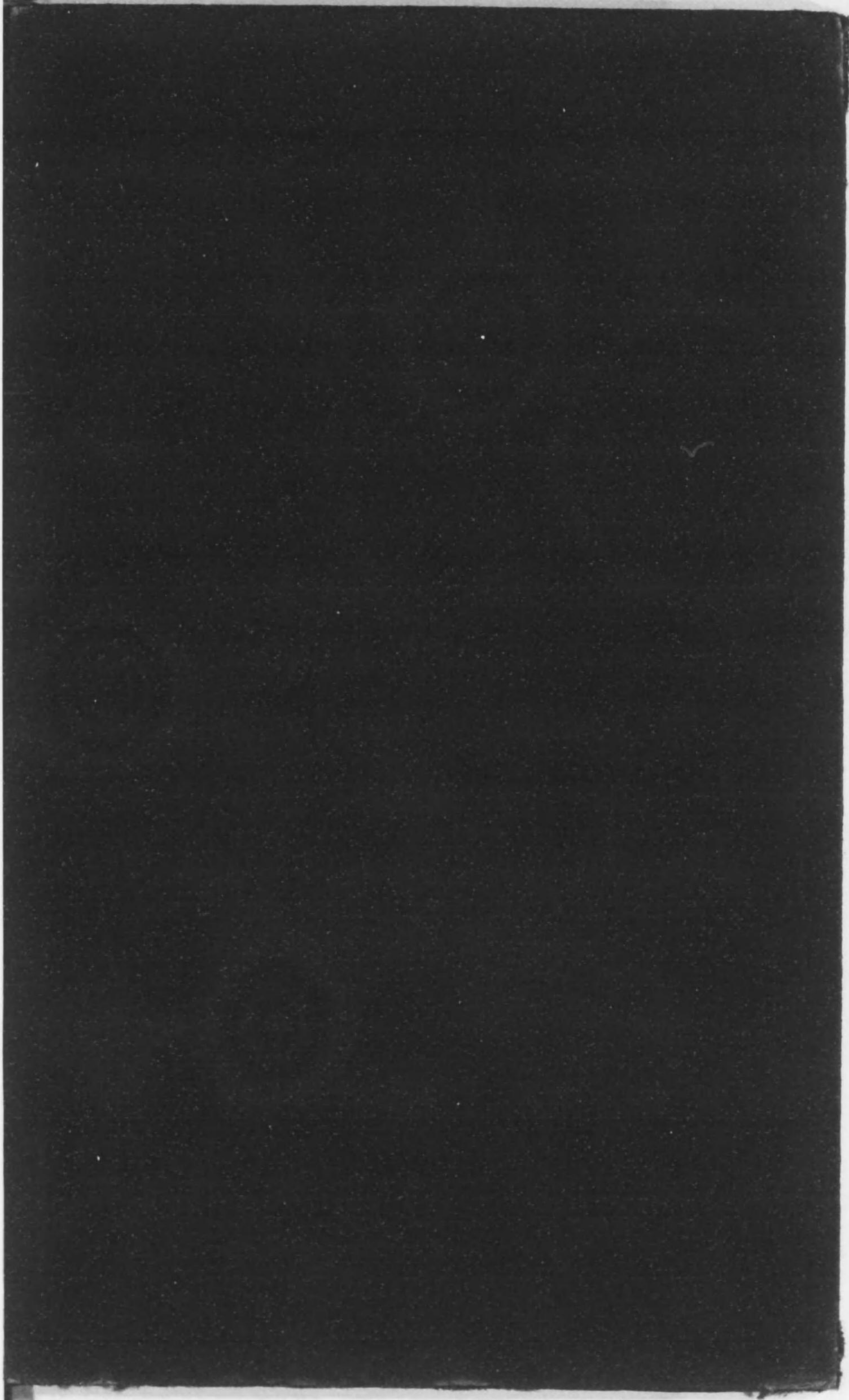
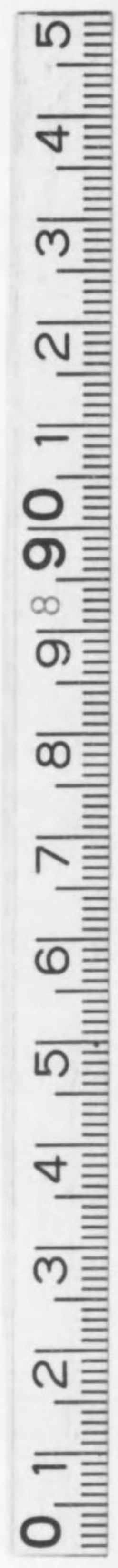




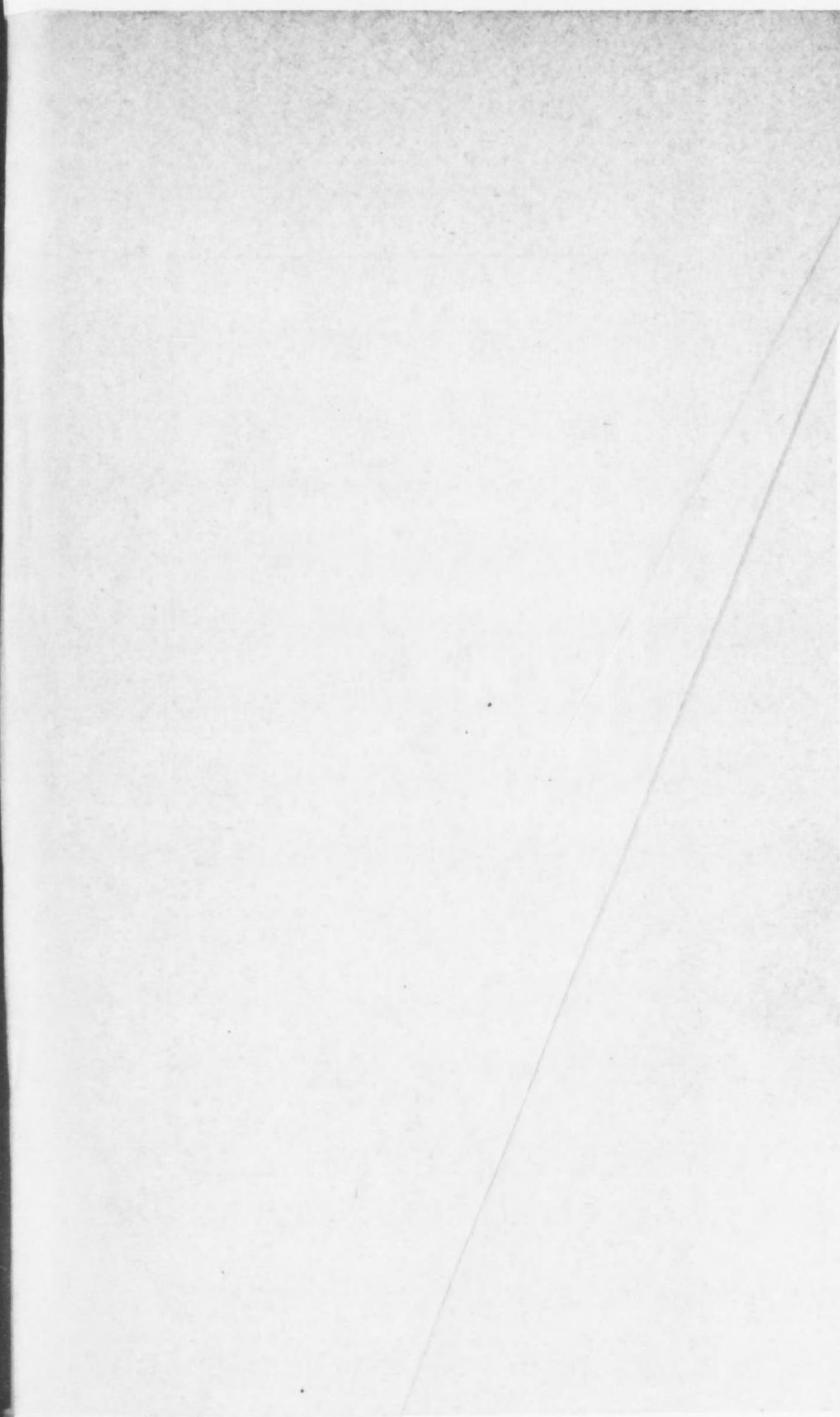
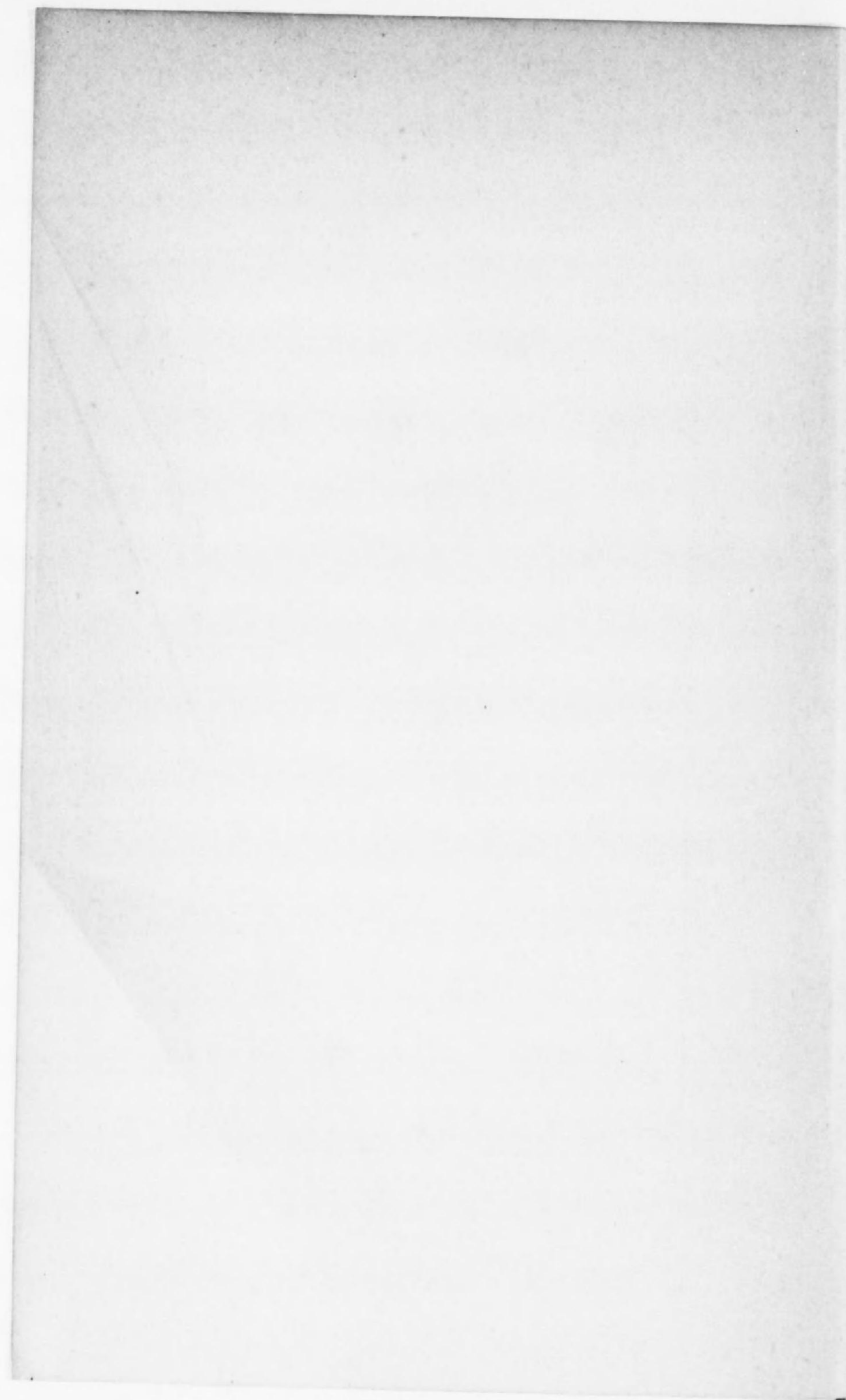
發



380

10

395



新稿
簿記原理

下卷

上野道輔
著

東京
有斐閣



380-107

序

言

i

序 言

下巻も亦二編より成る。第三編簿記の帳簿、第四編簿記體系と簿記形式これである。大體に於て舊版第十五章乃至第二十一章に該當する部分にして之を稍、擴大増補したるものである。帳簿論又は帳簿組織論である。

之を上巻に比較して相對的に考ふれば、上巻は簿記を理論的・抽象的に説述したる部分なるに對し、下巻は同一の對象を實際的・技術的に取扱ひたる部分の説明である。従つて下巻の説明は自ら技術的形式に關するもの多く、又細目枝葉に互るもの頗る多きを免れない。加之、詳細なる説明が却つて簡單なる手續・實踐をして難解又は不可解なるが如き觀を呈せしむるの憾さへ少くない。蓋し技術的・實際的を主とする本質より由來する已むを得ざる所であらう。此の點は寧ろ簿記全體が有する特質又は弱點である。

帳簿なき簿記を想像すること能はざる如く、帳簿

の種類・用法及び帳簿組織等を全然知らずして簿記の實際を理解せむとするは固より不可能又は困難である。然れども既に上巻に於て企圖したる所に依りて明かなる如く、簿記の理論的構成を概括的に然も本質的に把握する爲には、帳簿に關する詳細複雑なる技術的方面を姑く考慮の外に措くを可とする。

之を換言すれば帳簿又は帳簿組織は簿記の重要な一部を成し、従つて帳簿論又は帳簿組織論は簿記の理論と相俟つて簿記原理を構成すること明かなれども、簿記の理論又は簿記原理は他方に於て直接貸借對照表論に接續するものにして、此の關係に於て帳簿論は稍傍系に位し別個の分野を形造るものである。即ち次の如し。

簿記の理論(簿記原理) → 貸借對照表論



帳簿論又は帳簿組織論

第四編簿記體系と簿記形式はドイツ系統の簿記書に據りたるものにして帳簿組織論に屬する。簿

記形式の主要なる種類を示して簿記發達の段階又は傾向を明かにせむことを企圖し、各種簿記形式の詳細なる説明は之を省略した。又特に綜合仕譯帳を説述したるは我國銀行簿記に固有なる日記帳との符合あるを以てである。

昭和六年十月十日

東京帝國大學經濟學部研究室

上 野 道 輔

目次

第三編 簿記の帳簿

第一章 簿記の帳簿	頁 313
第一節 簿記の理論と實際	313
第二節 傳統的三帳簿	314
第三節 元帳と仕譯帳	316
第四節 主要帳簿と補助帳簿	321
第二章 仕譯帳	324
第一節 仕譯帳と元帳	324
第二節 仕譯帳の形式及び用法	324
第三節 仕譯帳の進化	328
第四節 仕譯帳の分割と多桁式仕譯帳	333
第五節 一般仕譯帳の職能	336
第三章 現金出納帳	344
第一節 現金出納帳	344
第二節 現金收納帳	348
第一 現金收納帳(1)	350
第三節 第二 現金收納帳(2)	352
第四節 第三 現金收納帳(3)	361
第五節 現金支拂帳	364

第一	現金支拂帳(1)	365
第六節	第二 現金支拂帳(2)	367
第七節	第三 現金支拂帳(3)	370
第八節	小口現金支拂帳	373
第九節	現金出納帳の修正	380
第四章	商品の賣買に關する仕譯帳	383
第一節	商品の賣買に關する諸仕譯帳	383
第二節	商品賣上仕譯帳	384
第一	商品賣上帳(1)	385
第三節	第二 商品賣上帳(2)	388
第四節	第三 商品賣上帳(3)	391
第五節	戻り品仕譯帳	393
第六節	商品仕入仕譯帳及び戻し品仕譯帳	394
第五章	支拂票記入帳	395
第一節	支拂票記入帳と商品仕入帳	395
第二節	支拂票制度	404
(1)	支拂票の作成	408
(2)	支拂票の支拂	408
第三節	(3) 支拂票記入帳	410
第四節	支拂票制度の前提條件	411
第六章	元帳の組織	416
第一節	元帳の組織	416

第二節	Self-Balancing Ledger	419
第三節	統制勘定及び均整勘定	423
第一	得意先統制勘定	423
第二	仕入先統制勘定	428
第三	一般元帳勘定	431
第七章	例 解	432

第四編 簿記體系と簿記形式

第一章	簿記體系	453
第一節	簿記體系と簿記形式	453
第二節	單式簿記	454
第三節	單式簿記の本質に關する諸學說	459
(1)	勘定記入の單複を標準とする說	459
(2)	人的勘定を以て單式簿記の特質とする說	461
第二章	簿記形式又は簿記方法	466
第一節	簿記形式又は簿記方法	466
第二節	主なる簿記形式	470
第一	イタリヤ式簿記	470
第二	ドイツ式簿記	472
第三	フランス式簿記	473
第四	イギリス式簿記	473
第五	アメリカ式簿記	474

第三節 綜合仕譯帳	475
第一 オーストリア式綜合仕譯帳	476
第二 ドイツ式綜合仕譯帳	477
第三 我國銀行簿記に於ける日記帳	478-491



第一章

簿記の帳簿

1 簿記の理論と實際

以上の説明に依りて明かなる如く、第二編に於て簿記の理論を説明するに方りては方程式及び勘定形式殊に勘定形式を中心にして之を行ひ、簿記の帳簿のことは全然考慮の外に置いた。換言すれば簿記の理論的説明は簿記の構成諸要素たる勘定形式・借方貸方・取引・財産・資本・損益に関する説明、企業の設立又は會計年度の開始より經營を経て決算に至る一會計期間 The Accounting Cycle 殊に決算手續・試算表・Work Sheet・財産目録・貸借對照表・損益計算表に関する説明等を以て終るのである。殊に簿記組織の基本を成す所の諸關係

たる財産對資本の關係——資本方程式——取引の二重性——貸借方程式——借方貸方平衡の原理に關する説明の如きに至りては、方程式及び勘定形式に依る説明方法が特に有効である。而して此等の場合に於て簿記の帳簿に關する問題は全く無關係である。

然れども勘定形式は抽象的に存在せずして簿記の帳簿の中に設定せられてあるは勿論勘定形式を有する帳簿即ち元帳のみを以て簿記を行ふことは諸種の實際的困難又は不都合を伴ふ。従つて勘定形式に依りて簿記を説明し元帳のみを以て簿記を行ふことが理論上に於ては可能にして且つ必要なるに拘らず、實際的には帳簿無き簿記の存在を想像すること能はず帳簿組織を顧慮すること無くしては、簿記組織會計制度を建設考案し又は其の運用を理解すること不可能である。

2 傳統的三帳簿

曩に第一編第一章に於て述べたる如く Pacioli の簿記に於ては三種の帳簿を有した。即ち (a) Memoriale (b) Giornale (c) Quaderno 是れである。(1)

此等三種の帳簿は以後永く複式簿記に必要缺くべ

からざる三帳簿として三位一體を成し、此等三種の主要帳簿無くしては複式簿記の存在不可能なりと想像せられて來たのである。

(a) Memoriale; Memorandum; 日記帳

Memoriale は總ての取引を其の發生するに際し先づ記録する日記帳又は備忘録である。其の記録の形式は年代順 chronological であり、全く自由にして何等簿記の技術的形式に拘束せらるゝことなし。例へば各個の取引を記録するに方り、之を元帳勘定の科目に基き借方貸方に仕譯するが如きことを行はない。(2)

(b) Giornale; Journal; Journal (Memorial); 仕譯帳

仕譯帳は一度日記帳に記録せられたる取引を更に簿記技術的形式に依りて改整し元帳勘定への記入の準備を行ふと同時に、取引の内容・性質・條件等に就き必要なる説明を簡単に摘録し以て他日の參考に資する。簿記の技術は仕譯帳に於て初めて入り來る。取引を借方項目と貸方項目とに分析することを稱して仕譯 Journalizing と云ふ。仕譯帳は取引を仕譯するを以て其の主なる職能とする帳簿である。

(c) Quaderno; Ledger; Hauptbuch; 元帳

元帳は勘定の帳簿 Book of Accounts であり本帳簿で

あり複式簿記その者である。日記帳及び仕譯帳は元帳への記録の爲の準備手段として存在する。仕譯帳に於て仕譯せられたる各取引の借方項目と貸方項目とは元帳の相當勘定の借方と貸方とに移し記入せられる。之を稱して轉記 Posting と云ふ。簿記に於ける記録の手續は仕譯と轉記とである。

以上三種の傳統的帳簿の中、日記帳は夙くより不用に歸したるを以て、現今猶用ひらるゝ簿記固有の帳簿は仕譯帳と元帳とである。

3 元帳と仕譯帳

元帳と仕譯帳とは凡ての簿記に必要缺くべからざる帳簿にして兩者相俟つて簿記の記録を容易ならしめ且つ完全ならしむるものである。既に言へる如く元帳は勘定であり實に簿記その者である。故に勘定無き簿記を想像し得ざるが如く元帳無き簿記は想像し得られない。

仕譯帳に關しては、近世會計實務の進歩は常に仕譯帳分割制度の發達に伴ひて所謂仕譯帳 (Journal) の重要性を著しく減殺したるのみならず、傳票制度の發達に伴ひ漸次仕譯帳を廢止して傳票 Tickets 又は Original

papers or documents よりの直接元帳記入を行ふの傾向あるを認めなければならない。然れども此の事は單に仕譯帳の形式又は組織に關する問題である。簿記記録の技術的順序として第一に取引その者の記録と第二に勘定形式に依る計算記録とを要し、從つて其の間に取引の仕譯を行ふの必要あるは言ふを俟たない所である。此の意味に於て仕譯帳は元帳と共に簿記に必要缺くべからざる帳簿であると言ひ得る。

仕譯帳と元帳とを比較して相對的に其の特質を説明すれば次の如し。

(1) 記録の順序

簿記固有の記録として其の順序を言へば仕譯帳は第一次記入又は原始記入の帳簿であり、元帳は第二次記入又は最終記入の帳簿である。同一の材料たる取引を先づ仕譯帳に記録し、更に之れより元帳へ轉記するのである。總て簿記の記録は原則として此等二種の帳簿に二重に記録せらるゝことを要する。

之を換言すれば元帳の記入は必ず仕譯帳より之を轉記するを要する。蓋し此の如くするに非ざれば簿記に於て此等二種の帳簿を併せ使用する主要なる理由を没却するに至るが故である。既に述べたる如く

元帳勘定の記入に誤謬脱漏重複等ありや否やは試算表の作成に依りて一應は検証し得れども、此の検証の効力は頗る制限的である。従つて元帳に就き完全なる監査を行はむとするには、仕譯帳を以て「突合せ」The Comparison of books をなすの外方法がない。然るに此の場合に於て若し仕譯帳に記録なき取引が元帳に記入せられてあるならば、突合せの方法は不可能となるであらう。

故に總て元帳の記入は仕譯帳を経由するに非ざれば之をなすべからず。是れ簿記記帳上の大原則である。此所に元帳の記入とは單に外部取引より生ずるものに止らず、内部取引及び形式的帳簿取引より生ずるものをも包含する。苟も元帳勘定に生ずる記入は總て此の原則に據るべきである。但し残高繰越の記入は之に對する唯一の例外をなす。蓋し此の場合に於ては特に仕譯帳の記録に依りて元帳記入を統制するの必要なのみならず、仕譯帳に記録すべき取引の説明皆無なるを以てある。

(2) 勘定の帳簿と取引の帳簿

元帳は勘定 Accounts より成り仕譯帳は取引 Transactions より成る。元帳に於ては多數の勘定を設け各

種の資産・負債・資本・収益・費用・損失に就き其の價値の増減又は増加の計算を行ふ。元帳の記録の單位は勘定である。而して此等の勘定に増減の結果を惹起すものは凡て取引であるが、取引を取引として記録するは元帳の職分に非ずして仕譯帳である。仕譯帳は取引の發生するに隨ひて之を記録する。各個の取引を記録の單位として且つ取引その者を記録するのである。

然るに取引は本質上積極的結果と消極的結果とを惹起す。是れ簿記に於ける最も重要なる記録材料にして之を記録するは即ち元帳である。元帳勘定に於ける借方記入と貸方記入とが其の記録である。而して取引の記録と勘定の記入即ち仕譯帳と元帳との聯絡は、各取引を借方記入と貸方記入とに分解すること即ち仕譯に依りて完くせられる。

(3) 同時的記録と發生順記録

元帳の記録は同時的 synchronistisch であり仕譯帳は發生順年代順 chronologisch である。仕譯帳は企業に起る總ての取引を發生するに隨ひて記録するが故に、其の記録の順序は自ら取引發生の順序に依ることとなる。是れ仕譯帳を Journal(日記帳)と稱する所以である。然るに元帳の記録は多數の勘定形式に依る記録

なるが故に、之を全體に就いて見れば同時的・平面的であると言ひ得る。又各個勘定に就いても同様である。唯各勘定の借方又は貸方一方の記入に就いて言へば其の記録が取引の發生順に依るものなること言ふを俟たない。

(4) 價值計算と備忘記録

元帳の記録は勘定形式に依る價值の増減計算に重を置くが故に、金額欄が其の主要なる部分であり、摘要欄には僅に反對勘定の名稱を記して複式記入の他方の記入が何勘定に爲されてあるかを示すに過ぎず、甚しきに至りては此の欄の記入を全然省略する。仕譯帳は恰も此の缺點を補ふ。其の記録の單位は取引その者にして取引の内容・性質・條件等の要領を摘要又は説明 Narrative, Narration, Explanation として摘要欄に附記し、以て將來の參考に資すること其の主要なる一職分である。但し取引の詳細なる内容に關しては送狀等の原始書類 Original documents に譲り、仕譯帳の摘要欄に於ては單に其の記録の出所を番號等に依りて示すに止むること最も實際的である。此の點恰も元帳の摘要欄に反對勘定の名稱を記すことを略してブラントのまゝになし置くと同様である。

4 主要帳簿と補助帳簿

主要帳簿 Grundbücher⁽³⁾ 補助帳簿 Hilfsbücher (又は副帳簿 Nebenbücher)の分類も亦廣く行はるゝ所である。主要帳簿とは總ての複式簿記體系に絶對的必要にして、一個の簿記體系の全體に關する帳簿の總稱である。之に反して補助帳簿とは總ての複式簿記體系に絶對的必要なるものに非ず又一個の簿記體系の全體に關するものに非ず、既に主要帳簿に記録ある或種の財政的事項に就き特に詳細なる記録を必要又は有用となす場合に於て使用せらるゝ帳簿の總稱である。

従つて主要帳簿は一般的に元帳殊に一般元帳と仕譯帳とより成るものと言ひ得るに反し、補助帳簿に關しては此の如き一般的説明をなすことを得ない。各個の場合に依り自ら異なる所の相對的問題である。例へば一般元帳に對する補助元帳たる得意先勘定元帳及び仕入先勘定元帳の如きは商業會計に於ける補助帳簿の顯著なる例である。又銀行會計に於ける主要帳簿は計算部會計に於ける總勘定元帳・日記帳及び傳票より成り、補助帳簿は營業部會計に於ける各種の部分元帳・準部分元帳及び之に附屬する諸種の帳

第二章

仕 譯 帳

1 仕譯帳と元帳

既に述べたる如く簿記の固有の帳簿は元帳と仕譯帳とである。以下數章に於て先づ仕譯帳に關する説明をなし次いで元帳の説明をなすであらう。

又簿記の帳簿組織に關する問題は所謂簿記形式又は簿記方法 Buchhaltungsformen oder Buchhaltungsmethode の説明として第四編に譲る。唯此所に仕譯帳及び元帳の組織を述ぶるに先立ち豫め注意すべきは、凡て帳簿組織は一企業に就き一個の有機的全體として存在するものなるが故に仕譯帳組織と元帳組織とは離るべからざる關係に於て考慮せらるべきこと是れである。

2 仕譯帳の形式及び用法

仕譯帳の標準形式は凡そ次の如し。

仕譯帳の標準形式

年月日	摘 要	元頁	借 方	貸 方
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)

(1) 年月日欄 取引發生の年月日を記す。仕譯帳が日記帳たるの性質上缺くべからざる項目である。取引發生の日と仕譯帳記録の日とは同一なるを普通となすべきも常に必ずしも然らず。

(2) 摘要欄 摘要欄には二種の記録をなす。第一には取引の仕譯を行ふ。即ち元帳の勘定科目に準據して取引を借方項目と貸方項目とに分析し、以て元帳記入の準備を整へること是れである。第二には取引の要領の摘録である。

(3) 参照欄 参照欄には元帳の頁数を記す。即ち摘要欄に於て仕譯したる借方項目及び貸方項目を各、元帳勘定に轉記したる時は、一方仕譯帳の参照欄には轉記先元帳勘定の頁数を記すと同時に、他方元帳の参照欄には記入の出所たる仕譯帳の頁数を記す。之に依り兩帳簿の聯絡を保持し以て帳簿突合せを可能な

らしめる。又この記入の有無に依りて元帳への轉記が済みたるか否かを知る。

(4) 借方金額欄 説明を要せず。

(5) 貸方金額欄 同上。

尙仕譯帳の形式には多少異なる諸種のものがある。

就中元帳頁数を左端に、年月日を中央部に記すはイタリヤ式の原形である。(1) 又多桁式仕譯帳に就きては後説に譲る。

今第八章の假設例に據りて取引を記録し且つ之を元帳勘定へ轉記したる後の仕譯帳雛形を示せば 327 頁所載の如し。但し此の場合各取引の説明書を省略し、取引に附したる番號を以て取引發生の年月日と假定し、元帳勘定に附したる番號を以て其の所在の頁數と假定する。

仕譯帳の借方と貸方及び借方合計と貸方合計とは常に相等しきこと言ふを俟たない。上例に於て借方合計及び貸方合計は共に 5,395 圓である。此の數字は同日作成したる元帳の合計試算表と一致すべきこと勿論である。(2)

之に依りて仕譯帳に依る元帳の統制が成立つ。

仕 譯 帳

年月日	摘 要	元 頁	借 方	貸 方
昭和6年 9月	1 現金勘定	2	1,500 —	
	借入金勘定	8		500 —
	資本金勘定	9		1,000 —
	2 什器勘定	5	500 —	
	現金勘定	2		500 —
	3 商品勘定	4	1,000 —	
	仕入先A勘定	6		1,000 —
	4 仕入先A勘定	6	500 —	
	現金勘定	2		500 —
	5 仕入先A勘定	6	300 —	
	支拂手形勘定	7		300 —
6 得意先甲勘定	3	1,000 —		
商品勘定	4		800 —	
賣上損益勘定	10		200 —	
7 現金勘定	2	480 —		
賣上現金割引勘定	13	20 —		
得意先甲勘定	3		500 —	
8 現金勘定	2	10 —		
利子収益勘定	11		10 —	
9 仕入先A勘定	6	15 —		
仕入現金割引勘定	12		15 —	
10 家賃費用勘定	14	50 —		
現金勘定	2		50 —	
11 利子費用勘定	15	20 —		
借入金勘定	8		20 —	
			5,395 —	5,395 —

3 仕譯帳の進化

仕譯帳又は仕譯帳の組織は一個の帳簿より成るものあり、或は數種の帳簿より成るものあり、或は又元帳と同一帳簿に於て存在すること等がある。此等の差異は實際上の便宜に基き發達したる所にして、所謂簿記形式又は簿記方法の相異に關する問題である。理論上に於ける仕譯帳の性質・職能は之に因りて何等の變化をも生ずることなし。

簿記發達史上に於ける仕譯帳又は仕譯帳組織進化の跡を推測するに、凡そ次の如き變遷を経て現今の發達段階に到達したるものゝ如くである。此所に現今の發達に於ける仕譯帳組織とは英米會計學書に普通見ゆる所にして、現金出納帳(又は現金收納帳)及び現金支拂帳・商品賣上帳・商品仕入帳・戻り品記入帳・戻し品記入帳等の特殊仕譯帳及び一般仕譯帳より成る所のものを意味する。(3)

仕譯帳の發達進化の段階を大別して凡そ次の四段階となし得る。

(1) 原形 イタリアに於ける原形は一冊の仕譯帳を以て總ての取引を網羅したるものにして、豫め日記

帳 Memoriale に記録したる各個の取引を仕譯帳に於て個々別々に仕譯し且つ其の借方項目及び貸方項目を一つ一つ元帳へ轉記するの形式である。例へば或日に商品の信用賣が四件ありたりとすれば、四個の取引は日記帳より各別に仕譯帳へ移し記されて仕譯せらるゝこと次の如し。

仕 譯 帳 (1)

年月日	摘 要	元 頁	借 方	貸 方
昭和6年 9月10日	甲 商店 勘定	11	150 —	
	商品賣上勘定 (説明)	30		150 —
	乙 商店 勘定	12	250 —	
	商品賣上勘定	30		250 —
	丙 商店 勘定	13	300 —	
	商品賣上勘定	30		300 —
	丁 商店 勘定	14	450 50	
	商品賣上勘定	30		450 50

(2) 綜合仕譯法の發達 第二の發達段階に於ては一冊の仕譯帳が總ての取引を取扱ふこと第一の場合と同様なれども、日記帳より取引を採録仕譯するに方り、同一種類の取引が數個あるときは、之を一纏めにして一個の綜合仕譯を行ひ、以て數個の個別仕譯に代へる方法が發達したであらうと想像せられる。(4)

仕 譯 帳 (2)

年月日	摘 要	元 頁	借 方	貸 方
昭和6年 9月10日	甲 商店 勘 定	11	150	—
	乙 商店 勘 定	12	250	—
	丙 商店 勘 定	13	300	—
	丁 商店 勘 定	14	450	50
	商品 賣上 勘 定	30		1,150 50

此の綜合仕譯の方法は記帳手数の省約を來すこと頗る大である。第一に仕譯帳の記録に於て其の数を約半減し、第二に元帳への轉記に於て亦同数の節減を見るのである。加之、商品賣上勘定の記録としても亦四個の貸方項目を行ふよりも一日の信用賣總額たる1,150.50圓一口を記入する方が遙に意義大である。

(3) 原始帳簿の分割と綜合仕譯帳の發達(5)(6)

次の發達段階に於ては原始帳簿たる日記帳が分化して數個の帳簿となつた。綜合仕譯の方法を原始帳簿の分割に依りて更に根本的に行ふことである。即ち現金出納帳・商品賣上帳・商品仕入帳等の特殊日記帳が發達して各、現金取引・商品賣上・商品仕入等同種取引の記録のみを取扱ひ、殘餘の數少き取引を取扱ふ日記帳と共に日記帳組織を構成した。之等を稱して補助帳簿 Auxiliary Books と云ふ。

而して仕譯帳は依然として本來の重要な地位を保有し實に簿記その者 The Book であつた。總ての取引は悉く仕譯帳に記録せられざるべからず、凡て元帳の記入は必ず仕譯帳を経由せざるべからざること從來と異なる所を見ない。唯この場合に於ける仕譯帳の仕譯形式は綜合仕譯である。然も主要なる取引は種類に依りて各種の特殊日記帳の取扱ふ所なるが故に既に其所に於て綜合仕譯が行はれる理である。従つて仕譯帳に於ける綜合仕譯の手續は極めて簡單にして毎月一回と云ふ如く定期的に次の如き記録を行ふを以て足る。

(a) 現金出納帳の一月分の記録は二個の長き綜合仕譯として仕譯帳に移し記される。

(1) 現金收納に關する總ての取引

現金勘定

諸 口

(2) 現金支拂に關する總ての取引

諸 口

現金勘定

(b) 商品賣上帳よりは一月の賣上に關する取引の總てが一個の綜合仕譯として記録せられる。

(3) 諸 口 (各得意先勘定)

商品賣上勘定

(c) 商品仕入帳よりは同じく一月の仕入に關する取引の總てが一個の綜合仕譯となる。

(4) 商品仕入勘定

諸 口 (各仕入先勘定)

(d) 日記帳 最後に日記帳よりの仕譯に關しては第二段階に於けると同様にして幾多の綜合仕譯を行はざるを得ざれども其の數は極めて少し。

此の如き仕譯帳を稱して綜合仕譯帳 *Sammeljournal* と云ふ。此の方法は其の當然の結果として仕譯帳より元帳への轉記をも月一回と云ふ如く定期的に行ふことゝなり、従つて元帳勘定の計數は現在のものを示さず、甚しきときは一月遅れとならざるを得ない。此の如きは簿記の記録として大なる缺點である。殊に各得意先勘定及び各仕入先勘定の如き常に日日の貸借關係の明確なる殘高を明かにすることを必要とする勘定に於て然り。而して其の禍因をなす者は明かに綜合仕譯帳である。

(4) 綜合仕譯帳の廢止

此の故に次の發達の段階に於ては、一方に綜合仕譯

帳の廢止を行ふと共に、他方に於て從來補助帳簿又は日記帳の地位にありたる諸原始帳簿より直接元帳へ轉記を行ふに至るべきである。之を換言すれば先の日記帳は今や仕譯帳の地位に進み元帳と相並びて簿記の主要帳簿を形造るに至つたのである。是れ英米に於ける現今の仕譯帳組織である。此所に注意すべきは綜合仕譯帳の廢止は綜合仕譯その者を廢止したるに非ざることである。此の點に關しては後説に依りて自ら明白となるであらう。

4 仕譯帳の分割と多桁式仕譯帳

仕譯帳帳簿組織の發達又は改善を指導規定する主要條件は *Labor Saving* 記帳手數の節約及び *Division of Labor* 記帳事務の分掌 である。前節述べたる綜合仕譯及び綜合轉記の方法は主として第一の條件を充すものであり、日記帳又は仕譯帳の分割は二つの條件を充すものである。

綜合仕譯が仕譯帳に於ける借方記入・貸方記入を約半減し、綜合轉記が元帳に於ける借方記入・貸方記入を約半減することは既に一言したる所である。又仕譯帳の分割即ち特殊仕譯帳の分化が簿記事務の分掌を

可能ならしむることも明白である。特殊仕譯帳は同一種類の取引に就き組織的に総合仕譯を行ひ、常に仕譯形式に於て完全に借方又は貸方一方の項目を省略するに止らず、借方又は貸方の金額欄その者を全然不用ならしむるものである。例へば前節の假設例を特殊仕譯帳・商品賣上帳に記録するときは、次の如く僅に借方勘定四個の記入となるが如し。而して凡て貸方項目は商品賣上勘定なること自明なるが故に之を記さず、月末に至り又は定期的に金額欄の合計額を総合轉記に依りて元帳の商品賣上勘定貸方へ記入するを以て足る。

商品賣上帳

年月日	元帳勘定(借方)	摘 要	元 頁	金 額
昭和6年 9月10日	甲 商店		11	150 —
	乙 商店		12	250 —
	丙 商店		13	300 —
	丁 商店		14	450 50

此の關係に於て仕譯帳の分割と並び説かるゝ者は多桁式仕譯帳 Columnar Journals, Divided-column Journals

にして即ち仕譯帳の金額欄の桁数を多数にする方法 Columnizing である。多桁式仕譯帳の使用は簿記事務分掌の條件を充すことなく、記帳手数節約の實益を擧ぐることも亦多大なりと言ふを得ない。仕譯の形式は個別仕譯にして総合仕譯に非ず、一取引につき借方・貸方二記入を行ふ。唯金額欄の増設に依りて同一元帳勘定へ轉記すべき借方項目又は貸方項目を特殊金額欄に記入し其の合計を一括して當該元帳勘定へ轉記するの利益あるのみ。即ち総合轉記である。

之に反して多桁式仕譯帳は形式複雑なるが故に次に擧ぐるが如き短所を有するものである。

(1) 使用上の困難

形式の複雑は其の當然の結果として使用上、より多くの注意と熟練とを必要とし、然も其の間過誤の生ずべき機會の増加するを免れない。

(2) 帳簿の不經濟

既に述べたる如く多桁式仕譯帳は仕譯帳の記入数を節約するの利益なきのみならず、多数金額欄の増設は第一には帳簿の横の幅を擴大せしめ、第二には多数の金額欄に無益なる餘白を生ぜしむるを免れない。

此の事は常に帳簿の不經濟なるのみならず、徒に尨

大なる帳簿は使用上甚だ不便なるを以て上述第一の缺點を助長し仕事の能率を阻害するものと言はざるを得ない。

(3) 試算表の利益を形式上失ふこと

單純なる仕譯帳にありては借方金額欄と貸方金額欄とは取引毎に同一計數を記入し、従つて借方合計と貸方合計とは常に等しきこと一目瞭然である。此の事は仕譯帳の或一頁が記入済となりて借方合計及び貸方合計を次頁へ繰越すとき及び決算に於て試算表作成の時最も顯著に現れる。然るに多桁式仕譯帳の場合には其の實質に於ては何等相異なきこと勿論なれども、仕譯帳の形式上に於て一目瞭然たるの結果を見ることを得ないのである。

以上の如くなるを以て多桁式仕譯帳は仕譯帳分割と並び説かるゝこと普通なれども、其の實益に至つては到底同日の論に非ず、一を以て他に代らしむることを得ない。寧ろ特殊仕譯帳の形式に關して多桁式を必要又は有益とする場合が多いのである。

5 一般仕譯帳の職能

元、一冊の帳簿を以て總ての取引を記録し仕譯し、然

る後之を元帳へ轉記したる仕譯帳の原始的状態と、各種の特殊日記帳より特殊仕譯帳の地位に進みて主要なる各種の取引を記録仕譯する多數の帳簿と共に仕譯帳組織の一部を成す現今の仕譯帳——之を他の特殊仕譯帳 Special Journals と區別して一般仕譯帳 General Journal と稱する——とを比較するとき其の間に非常なる差異あるは言ふを俟たない。

一般仕譯帳は各種の特殊仕譯帳が取扱はざる、殘餘の諸取引のみを記録する第一次記入の帳簿である。従つて其の取扱ふ取引は其の種類多きも其の數は多くない。凡そ次の如き種類のものである。

(A) 開業の記入 Opening Entries

例へば昭和六年一月一日現金1,500圓及び借入金500圓より成る財産と資本金1,000圓より成る資本とを以て或企業を設立するときは、次の如き開業の記入を一般仕譯帳に行ふ。

一般仕譯帳

昭和6年 1月1日			
	現金勘定	1,500	—
	借入金勘定		500 —
	資本金勘定		1,000 —

(B) 経営中の記入 Current Entries

経営中即ち年度進行中に生ずる諸取引の主なるものに就いては各種特殊仕譯帳を以て之を記録するが故に、一般仕譯帳の取扱ふべき取引は其の殘餘のもの總てである。其の主なる二三のものを擧ぐれば次の如し。

(a) 商品以外の資産の信用賣及び信用買

商品の仕入及び賣上は商品仕入帳及び商品賣上帳の取扱ふ所又總て現金の收納及び支拂は現金出納帳の取扱ふ所である。然るに仕器の信用買の如きは此等孰れにも屬せざる取引なるが故に一般仕譯帳に於て之を取扱ふ。

一般仕譯帳

1	15	仕器勘定 A家具商店勘定	1,500	—	1,500	—
---	----	-----------------	-------	---	-------	---

(b) 手形の授受

手形に関する取引は複雑である。其の支拂及び支拂の受取は現金の收支に関する取引なるが故に現金出納帳の取扱ふ所である。受取手形を銀行にて割引に附し手取金を現金又は預金となす場合、手形貸付を

受くる場合等も亦同様である。

一般仕譯帳が取扱ふ手形取引は、手形上の債權又は債務成立の記録にして現金に關係なき場合である。例へば得意先甲商店より賣上商品の代金の支拂として1,500圓の約束手形を受取るときは、一般仕譯帳に次の如き記帳を行ふ。

9	8	受取手形勘定	1,500	—	1,500	—
		得意先甲勘定				

この取引は先に得意先甲に對し商品1,500圓を發送したる際商品賣上帳に於て記録し元帳の得意先甲勘定借方へ轉記したる賣掛金1,500圓の手形に依る支拂である。

得意先甲勘定

9	3	商品賣上勘定	1,500	—	9	8	受取手形勘定	1,500	—
---	---	--------	-------	---	---	---	--------	-------	---

又仕入商品の代金支拂として例へば仕入先Aに對し4,500圓の約束手形を振出すときは、其の一般仕譯帳の記録次の如し。

9	14	仕入先A勘定	4,500	—	4,500	—
		支拂手形勘定				

尙手形取引に關する補助帳簿又は特殊仕譯帳として受取手形記入帳及び支拂手形記入帳を使用することあり、殊に手形取引多數に上る場合に於て然り。

(c) 戻り品及び戻し品に關する取引

特殊仕譯帳の中に戻り品仕譯帳 Sales Returns Journal 及び戻し品仕譯帳 Purchase Returns Journal を設けざる場合に於ては、戻り品及び戻し品に關する取引は一般仕譯帳にて取扱ふ。

例へば得意先乙へ販賣したる商品2,500圓の中500圓見本と相違の理由に因り9月23日返戻し來りたるときは、一般仕譯帳に於て次の如く仕譯する。又仕入先Bに對し仕入商品4,500圓の中350圓を9月24日返送したるときは次の如し。

9	23	戻り品勘定	500	—	
		得意先乙勘定			500
	24	仕入先B勘定	350	—	
		戻し品勘定			350

(d) 元帳記入の誤謬訂正の記入

凡て元帳勘定の記入に誤謬ありたることを發見したるときは直に之を訂正すべきは勿論である。而して此の如き特別の記入は一般仕譯帳の取扱ふ所であ

る。

例へば、(1)得意先甲勘定に借方記入すべき筈の賣掛金380圓が得意先乙勘定に記入しありたることを發見したる場合の如き、(2)或は仕入先D勘定の貸方に於て1,329圓とあるべき筈の記入が3,129圓となりむたることを發見したる場合の如きに於ては、其の訂正の記入を一般仕譯帳に於て行ふこと次の如し。現金勘定の修正亦同じ。(7)

(1)	得意先甲勘定	380	—		
	得意先乙勘定			380	—
(2)	仕入先D勘定	1,800	—		
	商品仕入勘定			1,800	—

(C) 決算に於ける諸種の記入

(1) 修正記入 Adjusting Entries

決算に於ける修正記入に關する説明は既に詳述したる所である。總て修正記入は一般仕譯帳にて取扱ふ。其の一例は246-7頁に在り。

(2) 勘定締切の記入 Closing Entries

次に勘定締切の記入も亦一般仕譯帳にて取扱ふ。

(a) 損益諸勘定の締切記入

(b) 集合損益勘定の締切記入

- (c) 私用勘定の締切記入
- (d) 財産勘定系統に屬する諸勘定の締切記入
- (e) 資本金勘定の締切記入

是れである。就中(d)は財産勘定系統に屬する諸勘定の締切にして大陸式決算の場合には決算残高勘定への残高振替記入に依り、英米式決算の場合には残高繰越記入に依る。而して残高繰越の記入は仕譯帳を經由するを要せざること既に述べたる所の如し。(e)資本金勘定の締切記入の場合亦之れと同じ。尙詳細の説明は前出。第二編第十三章参照。又其の仕譯帳形は247-8頁に在り。

〔註〕

- (1) 本書13頁参照。
- (2) 同上 190 頁参照。
- (3) 仕譯帳の進化の敘説は主として Sprague に據る。
Sprague, C. E.; The Philosophy of Accounts. 第十五章。
- (4) 綜合仕譯を最初に説述したる簿記書はオランダの Nicolaus Petrie の著(1588年)にして次いで Simon Stevin (1605)に至り組織的に之を行ひたりと云ふ。(Brown, R.; A History of Accounting and Accountants. 第六章参照。)
- (5) 原始帳簿分割に關しては、Georg Nicolaus Schurtz; Nutz- bare Richtschnur der löblichen Kauffmannschaft. Nürnberg

1695(初版 1622年)の序文中に當時實務に於て既に其の行はれむたることを記してあると云ふ。(Brown 前掲書 142頁)。又 Penndorf に依れば原始帳簿の分割の行はれたるは第十八世紀にして其の最初はフランスに於てであると云ふ。(Penndorf, B.; Geschichte der Buchhaltung in Deutschland S. 201)

- (6) 綜合仕譯帳 Sammeljournal はフランスの De la Porte の著書(1673年)に見ゆるを最初となすと云ふ。(Penndorf 前掲書 203 頁)
- (7) 後出。次章 9 参照。

第三章

現金出納帳

1 現金出納帳

現金出納帳 Cash Book, Cash Journal; Kassenbuch, Kassabuch は特殊仕譯帳の一にして現金の收納及び支拂に關する取引即ち現金取引 Cash Transactions; Bargeschäfte を記録する第一次記録の帳簿である。

第一 現金出納帳は現金取引に關する第一次記録の帳簿である。故に總ての現金取引が此の特殊仕譯帳に記録せらるべきこと言ふを俟たない。

第二 然れども現金取引に非ざる取引にても其の發生が常に現金の出納に關聯して起るものは記帳の便宜上之を現金出納帳にて取扱ふ。例へば現金割引 Cash Discounts; Skonto, Kassa-Skonto の授受は其の顯著なるものである。現金割引は取引その者として見れば現金の授受を含まざること次の仕譯に依りて明かである。

(1) 賣上現金割引 Sales Discounts の場合

現金勘定	980	—	
賣上現金割引勘定	20	—	
得意先甲勘定			1,000 —

(2) 仕入現金割引 Purchase Discounts

仕入先 A 勘定	2,500	—	
現金勘定			2,450 —
仕入現金割引勘定			50 —

されど其の發生は常に現金の收納又は支拂に伴ふものにして一個の複合現金取引として起るものなるが故に記録の便宜上之を現金出納帳に記録するのである。

第三 現金出納帳は現金取引に關する第一次記録の帳簿なるが故に總ての現金取引は最初に此の帳簿に記録せらるべきである。但し此の原則に對しては一つの例外がある。即ち企業設立の取引は夫れが單純なる現金設立の場合たると財産組織の複雑なる場合たるとを問はず、一般仕譯帳を以て先づ之を記録すべきである。従つて此の場合、現金出納帳に於ける例へば設立當初現金在高 1,500 圓の記録は、一般仕譯帳の

記録より二次的に移し行ふことゝなる。尙此の場合に於て元帳の現金勘定へは孰れの仕譯帳より轉記すべきかの問題を生ずる。但し現金設立の場合には現金出納帳を以て第一次記録の仕譯帳となす方法も亦行はるゝが如し。

現金出納帳は現金收納に關する取引を記録する部分と、現金支拂に關する取引を記録する部分とより成る。恰も勘定形式が借方と貸方とより成るが如し。借方側に現金收納を貸方側に現金支拂を記録する。

又現金出納帳を二分して現金收納帳 Cash Receipts Journal と現金支拂帳 Cash Disbursements Journal となすこと、恰も商品賣買に關する特殊仕譯帳として商品賣上帳と商品仕入帳との二種を設くるが如くすることがある。然るとき特殊仕譯帳は次の四種となる。

- (1) 現金收納帳 現金の收納を記録す。
- (2) 現金支拂帳 現金の支拂を記録す。
- (3) 商品仕入帳 商品の仕入を記録す。
- (4) 商品賣上帳 商品の賣上を記録す。

凡て此等の特殊仕譯帳は各取引につき借方又は貸方一方の仕譯のみを記すを特徴とするものにして、借方貸方の複式仕譯を完全に記す普通の仕譯帳と大に

異なる所である。之を對照して示せば次の如し。

(A) 普通の仕譯帳に依る借方貸方複式仕譯形式

一般仕譯帳

年月日		元帳勘定及摘要	元 頁	借 方	貸 方
9	5	商品仕入勘定		3,500 —	
		仕入先 A 勘定			3,500 —
	6	得意先甲勘定		4,500 —	
		商品賣上勘定			4,500 —
	15	現金勘定		4,500 —	
		得意先甲勘定			4,500 —
	20	仕入先 A 勘定		3,500 —	
		現金勘定			3,500 —

(B) 特殊仕譯帳に依る仕譯形式

(a) 商品仕入帳

年月日		元帳勘定(貸方)	元 頁	金 額
9	5	仕入先 A 勘定		3,500 —

(b) 商品賣上帳

年月日		元帳勘定(借方)	元 頁	金 額
9	6	得意先甲勘定		4,500 —

(c) 現金収納帳

年月日	元帳勘定(貸方)	元買	金額
月 9 日 15	得意先甲勘定		4,500 -

(d) 現金支拂帳

年月日	元帳勘定(借方)	元買	金額
月 9 日 20	仕入先A勘定		3,500 -

尙現金出納帳は特殊仕譯帳なるが故に現金勘定は別に元帳に於て之を設定すること理論上疑なき所なれども、現金出納帳の借方貸方の記録が既に勘定形式に依るものと同一の効果を有するが故に英米殊にイギリスに於ては元帳に於ける現金勘定を省略し、現金出納帳をして之を兼ねしむること普通なるが如し。

2 現金収納帳

現金収納帳又は現金出納帳の借方側は現金の収納を含む諸取引を記録する特殊仕譯帳である。

現金収納帳に記録せらるゝ取引は凡て其の借方要

素が現金の増加収納即ち現金勘定借方項目である。故に之を普通の仕譯帳に記録すれば例へば次の如く常に借方は現金勘定となる。

(A) 普通の仕譯帳

月 7 日 2	現金勘定	150 -	
	商品賣上勘定		150 -
	現金賣		
	現金勘定	3,500 -	
	得意先甲勘定		3,500 -
	賣掛金の支拂を受く		

(B) 現金収納帳

年月日	元帳勘定(貸方)	摘要	元買	金額
月 7 日 2	商品賣上勘定	現金賣		150 -
	得意先甲勘定	賣掛金の支拂を受く		3,500 -

現金収納帳に於ては此の常に繰返さるゝ借方項目現金勘定に關する記録を省略し、貸方項目に關する部分のみを記録する。又元帳勘定への轉記も日日の個別轉記は凡て貸方項目に就きてのみ之を行ひ、借方項目の轉記は定期的に週末毎或は月末毎に綜合轉記を用ひ、其の週又は月の總収納額を一括して現金勘定へ

轉記する。

以下主なる雛形を掲げて簡單なる説明を加へむ。

第一 現金收納帳(1) 一桁又は二桁形式

現金收納帳(1)

年月日	元帳勘定(貸方)	摘要	元頁	金額	金額
昭和6年 7月	1 諸口	開業當初現金在高	✓		1,500 -
	2 商品賣上勘定	現金賣	40	150 -	
	3 商品賣上勘定	現金賣	40	200 -	
	14 得意先甲勘定	賣掛金の支拂を受く	11	350 -	
	15 得意先乙勘定	賣掛金の支拂を受く	12	450 -	
	25 銀行勘定	預け金を引出す	3	300 -	
	26 受取手形勘定	丙振出の約手	10	500 -	
	31 現金勘定(借方)	月計	1		1,950 -
					3,450 -
8月	1 残高		✓		130 -
	2 商品賣上勘定 等 等	現金賣	40	30 -	

現金收納帳(1)は最も單純なる形式の現金收納帳である。金額欄に内譯金額欄と合計金額欄とを設けたるは、一週間又は一月間の現金收納合計を現金勘定へ轉記するに方り過誤なきを期する爲である。但し繰越残高を有すること無き現金收納帳の場合には此の如き特別の注意を必要としない。

(1) 1日 諸口 1,500.-

此の記録は先に一般仕譯帳に於て記録したる企業設立の取引にして現金1,500圓の在高・收納を此所に記す。此の項目は既に一般仕譯帳より元帳の諸勘定へ轉記したるものなれば、現金收納帳よりの元帳轉記は不要である。是れ特に合計金額欄に記し且つ轉記不要の印 Check ✓(又は Cross ×)を附したる所以である。若し之に反して開業仕譯の元帳轉記を現金收納帳よりする方法を採れば次の如くなる。

現金收納帳

月	日	借入金勘定	金額
7	1	借入金勘定	30 400 -
		資本金勘定	38 1,000 -

従つて7月末の現金收納合計は3,450圓となり之を現金勘定の借方へ記入することとなる。

(2) 2日 商品賣上勘定 150.-

3日 商品賣上勘定 200.-

此等の取引は現金收納帳に記録すると同時に個別轉記に依り元帳40頁に在る商品賣上勘定の貸方へ記入する。即ち次の如し。

商品賣上勘定 (40頁)

昭和6年					
月	日	摘要	借方	貸方	
7	2	現金勘定	150		
	3	現金勘定	200		

尙後章述ぶるが如く商品賣上の取引は總て商品賣上帳に記録し、定期的に綜合轉記に依りて商品賣上勘定へ記入するが故に上記の現金賣150圓及び200圓も亦一月の賣上總額例へば10,350圓の中に含まれて商品賣上勘定へ轉記せらるゝこととなる。然るときは此の二重の記入を避くる爲に特別の方法を講ずることを要する。

- (3) 14日 得意先甲勘定 350.— 説明を要せず。
- 15日 得意先乙勘定 450.— 同上
- (4) 25日 銀行勘定 300.— 同上
- (5) 26日 受取手形勘定 500.— 同上
- (6) 31日 現金勘定 借方 1,950.—

最後に月末に至り現金受取總額1,950圓を元帳1頁にある現金勘定の借方に轉記する。之に依り一月間の入金取引は總て借方貸方の複式記入を完全に終る。

3 第二 現金收納帳(2) 三桁式形式

現金收納帳(2)

昭和6年	元帳勘定(貸方)	摘要	元頁	賣上現金割引	現金	銀行
8 1	残 高		✓		130-	1,800-
2	商品賣上勘定	現金賣	40		300-	
3	商品賣上勘定	現金賣	40		200-	
4	現金勘定	銀行へ預入	✓			200-
15	得意先甲勘定	賣掛金、5%割引	11	20-	380-	
16	得意先乙勘定	賣掛金、小切手	12			500-
20	得意先丙勘定	賣掛金、小切手2%割引	13	12-		588-
24	受取手形勘定	甲振出約手取立済	10			1,500-
25	銀行勘定	預け金を引出す	✓		500-	
31		合 計			1,510-	4,588-
		(減)月始殘高			130-	1,800-
				32-	1,380-	2,788-
				(38)	(1)	(3)
9 1	残 高		✓		95-	3,098-

此の雛形は多桁式仕譯帳の一種にして三桁式現金收納帳又は六桁式現金出納帳借方側である。現金金額欄の外に賣上現金割引金額欄及び銀行金額欄の二欄を設けたる點に於て其の特色がある。此等の金額欄の記入は定期的に元帳の賣上現金割引勘定・現金勘定及び銀行勘定へ其の合計額の綜合轉記を行ふこと第一雛形に於ける現金勘定への轉記と同じである。

(I) 銀行金額欄

廣義に於ける現金は少くとも現金勘定と當座預金勘定即ち銀行勘定とに依りて其の増減變化を記録する。従つて現金出納帳に於て此等二種の現金勘定欄を各別に設定するは寧ろ當然の必要である。

銀行欄に記入を生ずる取引は次の如し。

(1) 小切手にて支拂を受けたる取引

現金收納帳の銀行欄に記載せらるゝ取引は言ふ迄もなく銀行勘定の借方へ記入せらるゝものにして當座預金として銀行へ預入れる所の金額である。従つて總て小切手にて支拂を受けたるときは之を銀行欄へ記す。蓋し受取小切手は直に銀行へ預入るゝを以てである。(1)例へば上記雛形に於て16日の記入500圓及び20日の記入 588 圓の如き是れである。此の事甚だ當然にして明瞭なれども其の然る所以は銀行欄なる特別欄を設けたるが故である。若し現金出納帳に此の欄の設なき時は次の如き方法を講ずるの外ない。

(a) 現金出納帳にて取扱ふ方法

例へば上例16日の取引は之を二段に分ち現金收納帳と現金支拂帳とに記入するを要し頗る煩雜なる手数となる。

(1) 現金の受取 小切手 500 圓得意先乙より受取

る。

現金收納帳

8	16	得意先乙勘定 賣掛金、小切手	12	500	—		
	31	現金勘定(借方)	1			500	—

(2) 現金の支拂 小切手 500 圓銀行へ預入る。

現金支拂帳

8	16	銀行勘定 小切手銀行へ預入る	2	500	—		
	31	現金勘定(貸方)	1			500	—

之を元帳勘定に記入するときは次の如し。

(1) 現金勘定

8	31	收1	500	—	8	31	支1	500	—
---	----	----	-----	---	---	----	----	-----	---

(2) 銀行勘定

8	16	現金勘定	支1	500	—				
---	----	------	----	-----	---	--	--	--	--

(12) 得意先乙勘定

					8	16	現金勘定	收1	500
--	--	--	--	--	---	----	------	----	-----

(b) 一般仕譯帳にて取扱ふ方法

凡て小切手取引は之を現金出納帳にて取扱はずして一般仕譯帳に依る方法が考へられる。言はゞ之を現金取引と看做さないのである。上の例を仕譯すること次の如し。

一般仕譯帳

8	16	銀行勘定	500	—	
		得意先乙勘定			500 —
	20	銀行勘定	588	—	
		賣上現金割引勘定	12	—	
		得意先丙勘定			600 —

之に依りて明かなる如く、凡て小切手取引は本来銀行勘定と他の勘定との間に借方貸方の記入を生ずるものにして現金勘定とは無関係である。故に現金出納帳は其の單純なる形式の者にては、之を記録し得ざること寧ろ當然である。強ひて之を取扱はむとすれば(a)法の如き迂回重複の記入法を講ずるの外ない。

然れども小切手は會計上廣義の現金として認められ、小切手の授受は現金出納事務の一部として取扱ふこと最も適當なるが故に、其の第一次記入帳簿は現金

出納帳たることを要する。是れ現金出納帳に特に銀行勘定欄を設くる所以である。

(2) 現金を銀行に預入れる取引

現金を銀行に預入れる取引は如何なる意義に於ても現金取引である。例へば上例3日の取引は次の如く仕譯せられる。

8	3	銀行勘定	200	—	
		現金勘定			200 —

従つて一方現金出納帳借方又は現金收納帳の銀行欄と、他方現金出納帳貸方又は現金支拂帳の現金欄とに200圓の記入を生ずる。但し銀行欄の設なき場合には現金出納帳借方又は現金收納帳には記入を生じない。

(3) 其の他預金の増加ありたる取引

上例24日の取引は豫て銀行に取立依頼中の得意先甲振出し約束手形1,500圓取立済となり當座勘定に記入ありたる場合である。

(II) 賣上現金割引金額欄

現金收納帳又は現金出納帳借方に設けたる賣上現金割引欄は、賣掛金の支拂を得意先より受取る際生ず

る現金割引 Cash Discount, Kassa-oder Kassenskonto を記入する欄にして其の合計額を定期的に総合轉記として賣上現金割引勘定 Sales Discount a/c の借方に轉記する。例へば15日の取引は得意先甲より400圓の賣掛金の支拂を受けたる際賣買契約上の支拂條件に基づき5%の現金割引を與へたる場合である。今之を借方貸方に仕譯すれば次の如し。

8	15	現金勘定	380	—	
		賣上現金割引勘定	20	—	
		得意先甲勘定			400

現金收納380圓と賣上現金割引20圓とは一は資産の増加にして借方項目であり、一は損失の發生にして同じく借方項目である。故に其の性質は全然相異なるにも拘らず借方項目として同一取扱を受け得る。是れ現金收納帳又は現金出納帳借方に賣上現金割引欄を設けて20圓を記入する所以である。

然れども賣上現金割引の授與は其の本質上決して現金取引でない。従つて特に特別金額欄を設定せざる限りは之を現金收納帳に記録し得べき筈がないのである。

(a) 一般仕譯帳にて取扱ふ方法

理論上之を一般仕譯帳にて取扱ふべきである。其の仕譯は上に示す如し。尙之を分析仕譯にすれば、

(1) 現金勘定	380.—	
得意先甲勘定		380.—
(2) 賣上現金割引勘定	20.—	
得意先甲勘定		20.—

となり、(1)は現金取引なるが故に現金出納帳の記録する所となり、(2)は然らざるが故に一般仕譯帳の記録する所とならざるを得ない。是れ一個の取引に對して二種の仕譯帳を要するの結果となる。

(b) 現金出納帳の貸方にて取扱ふ方法

此の不都合を回避する爲に現金出納帳にて賣上現金割引を記録する方法が考案せられた。即ち次の如し。

(1) 現金勘定	400.—	
得意先甲勘定		400.—
(2) 賣上現金割引勘定	20.—	
現金勘定		20.—

(1)を現金出納帳の借方に、(2)を現金出納帳の貸方に記入するのである。共に現金取引となりたるが

故に現金出納帳の取扱ひ得る所である。而して現金勘定に於ける記入は次の如くなり、結局は借方 380 圓の記入を生じたることとなる。

現金勘定

得意先甲勘定	400	賣上現金割引勘定	20
--------	-----	----------	----

此の方法は (a) の方法の短所を補ひ得たるに相違なけれども、受取らざる現金を受取りたるもの、如く記入し、支拂はざる現金を支拂ひたるもの、如く記入するの弊を伴ひ、現金出納帳及び現金勘定をして眞實なる現金の収納と支拂とを記録するものたるの實を失はしむるに至る。加之、現金出納帳を現金収納帳と現金支拂帳とに分割する制度の下に於ては、此の方法に依りて除去せむとしたる缺點は依然として存し、唯一般仕譯帳を去りて現金支拂帳を取りたるの差あるのみとなる。

此の如く現金収納帳に賣上現金割引欄を設定するは銀行欄を設定すると共に最も適宜の方法である。此の事は賣掛金の支拂を小切手にて受取り且つ現金割引を與へたる場合、例へば上例 20 日の取引に就き其の取扱法を考慮するとき更に明瞭となるであらう。

4 第三 現金収納帳(3) 五桁式形式

現金収納帳 (3)

昭和6年	元帳勘定 (貸方)	摘要	元 頁	諸口 (貸方)	得意先勘定 (貸方)	賣上現金割引勘定 (借方)	現金勘定 (借方)	銀行勘定 (借方)
8月1日	残 高		✓	1,930			130	1,800
2	商品賣上勘定		✓	300			300	
3	商品賣上勘定		✓	200			200	
7	現金勘定		✓	200				200
15	得意先甲勘定		S.1		400	20	380	
16	得意先乙勘定		S.2		500			500
20	得意先丙勘定		S.3		600	12		588
24	受取手形勘定		10	1,500				1,500
25	銀行勘定		✓	500			500	
	合 計			4,630	1,500	32	1,510	4,588
	(減)月始残高			1,930	(12)	(38)	130	1,800
				2,700			1,380	2,788
							(1)	(3)
9月1日	残 高		✓	3,193			95	3,098

現金収納帳(3)の形式は、元帳組織が複雑にして一般元帳の外に得意先勘定元帳及び仕入先勘定元帳を設け、得意先勘定に就いては得意先甲・乙・丙以下の各人名勘定を得意先勘定元帳に、而して此等總ての人名勘定即ち得意先勘定元帳を統制する統制勘定たる得意先

勘定を一般元帳に設け、又仕入先勘定に就いても同様なる組織を用ふる場合に使用せらるゝものである。従つて此の形式の主なる特異點は得意先勘定欄を有する點である。

(1) 賣上現金割引勘定欄・現金勘定欄・銀行勘定欄の三金額欄の用法は、前節に述べたる現金收納帳(2)の場合と全く同じである。

(2) 貸方勘定欄の設定

此の種の形式の特異點は貸方金額欄即ち貸方勘定欄の設定にある。上に示したる雛形は最も簡單なる例にして貸方勘定欄として唯得意先勘定欄の一欄を必要とする結果、得意先勘定欄及び諸口欄の二欄を設ける場合である。

得意先勘定欄は得意先より賣掛金の支拂ありたる時記入を生ずること上記雛形15日・16日・20日の記入の如し。而して其の他の入金取引は總て諸口欄へ記入する。故に總ての取引は三借方金額欄への記入を生ずると共に貸方金額欄の得意先勘定欄又は諸口欄に同一額の記入を生ずる。

尙貸方勘定欄は必要に應じて其の數を増加し得ること一般多桁式制度の場合と同じである。例へば現

金賣上を記入する特別欄を設けて其の合計額を商品賣上勘定へ綜合轉記するが如き、或は受取手形勘定欄を設くるが如きである。

次に貸方勘定欄よりの元帳轉記は稍複雑である。

(a) 先づ得意先勘定欄に記入したる取引は直に個別轉記を行ひて得意先甲勘定・同乙勘定及び同丙勘定の貸方に400圓・500圓・600圓を記入する。而して此等の人名勘定は得意先勘定元帳 Sales Ledger にある。轉記済となるやS1・S2・S3等の符號を元頁欄に記す。第二に此の欄の合計額1,500圓は定期的綜合轉記として一般元帳の得意先統制勘定の貸方に記入する。其の記入済の印は元頁欄又は得意先勘定欄の合計數の下に記す。

(b) 次に諸口欄よりの轉記は記入後直に個別轉記を行ふを以て原則とすること雛形第一及び第二の現金收納帳の場合と同じである。上例にありては此の場合には僅に24日の取引のみである。現金賣上は既設の如く商品賣上帳より商品賣上勘定へ轉記するを以て足り、現金收納帳よりの轉記は不要となる。又3日及び25日の取引は現金支拂帳の記入よりの綜合轉記に依るを以て足り、收納帳よりの個別轉記を要さない。

諸口欄の合計数4,630圓は何等の意味をも有せず又之を総合轉記することなし。唯先に述べたるが如く此の合計額と得意先勘定欄の合計額1,500圓との和6,130圓は三借方金額欄の總計—— $32+1,510+4,588=6,130$ 圓——と一致すべきである。

(3) Self-balancing の特殊仕譯帳である。

此の如く此の形式の現金收納帳は特殊仕譯帳なるに拘らず借方金額欄と貸方金額欄とを有し取引を記入するに常に借方貸方の複式記入を以てするの組織を具備する。即ち Self-balancing special journal とも稱すべきものである。此の關係に於て諸口欄の記入が意味を有する。

5 現金支拂帳

現金支拂帳又は現金出納帳の貸方側は現金の支拂を含む諸取引を記録する特殊仕譯帳である。凡て現金收納帳又は現金出納帳の借方側に就き説明したる諸點は、現金支拂帳又は現金出納帳の貸方側に就いて之を準用し得る。

次に各種の現金支拂帳の雛形を掲げ且つ簡單なる説明を加へむ。

第一 現金支拂帳(1) 一桁又は二桁式形式

現金支拂帳 (1)

年月日	元帳勘定(借方)	摘要	元頁	金額	金額
昭和6年 7月 1	什器勘定	タイプライター 2臺	20	500	—
2	商品仕入勘定	現金買	39	100	—
3	商品仕入勘定	現金買	39	200	—
4	銀行勘定	現金を預入る	3	1,000	—
15	仕入先A勘定	買掛金を支拂ふ	21	500	—
16	仕入先B勘定	買掛金を支拂ふ	22	200	—
25	俸給勘定	本月分俸給を支拂ふ	30	300	—
26	銀行勘定	現金を預入る	3	400	—
31	家賃費用勘定	本月分家賃	31	50	—
〃	私用勘定	家計へ	50	50	—
〃	燈火暖房費勘定	本月分電燈料	32	20	—
〃	現金勘定(貸方)	月計	1		3,320

現金支拂帳(1)は最も單純なる形式の現金支拂帳の雛形にして、350頁所掲の現金收納帳(1)と併せて現金出納帳を成すものである。此の如き場合には現金出納帳は其の第一頁を白紙の儘となし置き二頁以下偶數頁を借方側即ち收納帳に充て、之に對して三頁以下奇數頁を貸方側即ち支拂帳に充てる。尙現金出納帳の場合に於ては月末締切の形式を稍異にする。

以下雛形に據り用法の大要を説明するであらう。

(1) 1日 什器勘定 500.—

什器の現金買である。同日之を元帳20頁にある什器勘定借方へ轉記する。

- (2) 2日 商品仕入勘定 100.—
3日 商品仕入勘定 200.—

此等の取引は現金支拂帳に記録し直に之を個別轉記に依りて元帳39頁にある商品仕入勘定の借方へ轉記する。尙商品仕入帳よりの綜合轉記との抵觸に就いては商品賣上に關する場合と同じ。

- (3) 4日 銀行勘定 1,000.—
26日 銀行勘定 400.—

現金を銀行預金として預入れたる取引である。元帳3頁の銀行勘定の借方へ直に個別轉記す。

- (4) 15日 仕入先A勘定 500.—
16日 仕入先B勘定 200.—

買掛金を支拂ひたる取引である。仕入先A勘定仕入先B勘定の借方へ直に個別轉記す。

- (5) 25日 俸給勘定 300.—
31日 家賃費用勘定 50.—
31日 燈火煖房費勘定 20.—

此等の取引は凡て費用の支拂である。費用勘定の借方へ個別轉記をなす。

- (6) 31日 私用勘定 50.—

企業の會計より家計に對して50圓を支出したる取引である。

以上總ての出金取引は現金支拂帳に記録せられ、個別轉記に依りて相當反對勘定の借方へ轉記せられる。而して一月間(又は一週間の合計額3,320圓は月末又は週末)に至り一括して元帳1頁にある現金勘定の貸方へ轉記せられる。此に於て現金支拂帳より元帳勘定への借方貸方複式記入は完了する。

6 第二 現金支拂帳(2) 三桁式形式

此の雛形は三桁式現金支拂帳又は六桁式現金出納帳の貸方側である。先の現金收納帳(2)と同一形式にして相合して六桁式現金出納帳を成す。

(1) 現金金額欄

狹義に於ける現金の支拂を記録する欄である。

- 2日 商品仕入勘定 250.—
3日 銀行勘定 200.—

以下凡て説明を俟たずして明かであらう。3日の記入は同時に現金收納帳(2)の銀行欄に於て次の記入を生ずること既述の如し。

現金支拂帳 (2)

昭和6年	元帳勘定(借方)	摘要	元頁	仕入現金割引	現金	銀行
8月2日	商品仕入勘定	現金買	39		250-	
3日	銀行勘定	銀行へ預入る	✓		200-	
16日	仕入先A勘定	買掛金、5%割引	21	15-	285-	
23日	仕入先B勘定	買掛金、小切手	22			500-
24日	仕入先C勘定	買掛金小切手2%割引	23	10-		490-
"	什器勘定	椅子 10脚	20		20-	
25日	現金勘定	預金を引出す	✓			500-
"	俸給勘定	本月分俸給	30		360-	
31日	家賃費用勘定	本月分家賃	31		50-	
"	私用勘定	家計へ	50		30-	
"	燈火暖房費勘定	本月分電燈料	32		20-	
"	支拂手形勘定	約手2號甲へ支拂ふ	23		200-	
				25-	1,415-	1,490-
				(45)	(1)	(3)
	残高		✓		95-	3,098-
					1,510-	4,588-

現金収納帳 (2)

昭和6年	元帳勘定(貸方)	摘要	元頁	仕入現金割引	現金	銀行
8月3日	現金勘定		✓			200-

(II) 銀行金額欄

銀行金額欄に記入せらるゝ取引は小切手に依る支拂である。

23日 仕入先B勘定 500.-

24日 仕入先C勘定 490.-

25日 現金勘定 500.-

の如き是れである。就中最後の記入は之れと同時に現金収納帳(2)に次の記入を生ずること既述の如し。

現金収納帳 (2)

昭和6年	元帳勘定(貸方)	摘要	元頁	仕入現金割引	現金	銀行
8月25日	銀行勘定		✓		500-	

(III) 仕入現金割引金額欄

仕入現金割引及び仕入現金割引勘定欄の用法に就いては、先に現金収納帳(2)に於ける賣上現金割引勘定欄に就き説明したる所を準用し得べく、茲に其の説明を繰返さない。唯仕入現金割引 Purchase Discounts は買掛金を支拂ふに際し仕入先より受くる現金割引にして収益であり、従つて仕入現金割引勘定は貸方勘定である。故に現金支拂帳の仕入現金割引勘定欄の合計額は綜合轉記に依りて同勘定の貸方へ記入せられる。

7 第三 現金支拂帳(3) 五桁式形式

現金支拂帳(3)

昭和6年	元帳勘定 (借方)	摘要	元 頁	諸口 (借方)	仕入先 勘定 (借方)	仕入現 金割引 勘定 (貸方)	現金 勘定 (貸方)	銀行 勘定 (貸方)
8 2	商品仕入勘定	現金買	✓	250			250	
3	銀行勘定	預入れ	✓	200			200	
16	仕入先A勘定	買掛金支拂、 5%割引	P.1		300	15	285	
23	仕入先B勘定	買掛金支拂、小 切手	P.2		500			500
24	仕入先C勘定	買掛金支拂、小 切手2%割引	P.5		500	10	490	
〃	什器勘定	椅子 10 脚	20	20			20	
25	現金勘定	預金引出	✓	500				500
〃	俸給勘定	本月分俸給	30	360			360	
31	家賃費用勘定	本月分家賃	31	50			50	
〃	私用勘定	家計へ拂出	50	30			30	
〃	燈火暖房費勘定	電燈料金本月分	32	20			20	
〃	支拂手形勘定	約手2號甲へ	28	200			200	
		合計		1,630	1,300	25	1,415	1,490
		元帳頁數			(22)	(45)	(1)	(3)
〃	残高		✓	3,193			95	3,098
				4,823			1,510	4,588

現金支拂帳(3)の形式は先の現金収納帳(3)と同じく五桁式にして、相合して十桁式現金出納帳を構成する。其の特異点用法等亦凡て同じ。元帳組織複雑にして

一般元帳と諸部分元帳とより成り、仕入先勘定に關しては、仕入先勘定元帳 Purchase Ledger に仕入先A・B・C以下多數の人名勘定を設け各、個別轉記に依りて up to date の詳細なる計算記録を行ひ、一般元帳に其の統制勘定たる仕入先勘定を設けて綜合轉記に依る總括的計算記録を行ふ場合である。

此の形式の現金支拂帳の月末その他の定期的締切は稍複雑にして特別の説明を要する。殊に十桁式現金出納帳の場合に於て然り。此所には先の現金収納帳(3)と併せて十桁式現金出納帳を構成する場合を假定し、八月末日の締切を説明するであらう。

(1) 先づ第一に現金出納帳の借方及び貸方即ち収納帳及び支拂帳の各金額欄の合計額を算出して記入する。然る時は次の如き關係を示すべきである。

(a) 借方即ち現金収納帳

$$\text{貸方合計} = \text{借方合計}$$

$$\begin{aligned} \text{諸口} + \text{得意先勘定} &= \text{売上現金割引勘定} + \text{現金勘定} + \text{銀行勘定} \\ 4,630 + 1,500 &= 32 + 1,510 + 4,588 \\ &= 6,130 \end{aligned}$$

(b) 貸方即ち現金支拂帳

$$\text{借方合計} = \text{貸方合計}$$

$$\begin{aligned} \text{諸口} + \text{仕入先勘定} &= \text{仕入現金割引勘定} + \text{現金勘定} + \text{銀行勘定} \\ 1,630 + 1,300 &= 25 + 1,415 + 1,490 \\ &= 2,950 \end{aligned}$$

(2) 総合轉記を行ふ 但し諸口欄を除く。

(a) 借方即ち現金收納帳

(i) 得意先勘定(貸方) 1,500.— 一般元帳12頁へ。

(ii) 賣上現金割引勘定(借方) 32.— 同38頁へ。

(iii) 現金勘定(借方) 同1頁へ。但し本月收納現金の合計即ち合計額より月始残高を差引きたるもの — $1,510 - 130 = 1,380$

(iv) 銀行勘定(借方) 同3頁へ。但し同上 — $4,588 - 1,800 = 2,788$

(b) 貸方即ち現金支拂帳

(i) 仕入先勘定(借方) 1,300.— 一般元帳22頁へ。

(ii) 仕入現金割引勘定(貸方) 25.— 同45頁へ。

(iii) 現金勘定(貸方) 1,415.— 同1頁へ。

(iv) 銀行勘定(貸方) 1,490.— 同3頁へ。

(3) 残高の繰越

現金勘定金額欄及び銀行勘定金額欄に就いては月末残高繰越の手續を行ふことを要する。即ち借方合計(累計)より貸方合計を差引きたる残高 — 95 及び 3,098 — を繰越す。同時に諸口金額欄に於ても残高の繰越を生ずる。蓋し先に述べたる如く現金勘定欄及び銀行勘定欄に記入あるときは必ず同一計數を諸

口欄又は得意先勘定欄或は仕入先勘定欄に記入するを要するを以てである。諸口欄の繰越残高は3,193にして $3,193 = 95 + 3,098$ である。

8 小口現金支拂帳

總ての支拂を小切手にて行ふを以て原則とする會計制度にありては勿論現金と小切手とを併用する場合に於ても小額の現金取引多數に上り事務分掌の必要あるときは現金出納係 Cashier, General Cashier の下に小口現金支拂係又は用度係 Petty Cashier を置きて之を取扱はしむるを可とする。然るときは現金出納帳の外に小口現金支拂帳 Petty Cash Book を設くることを要する。

小口現金支拂帳は次に示す雛形の如く借方と貸方とを有し現金の受取と支拂とを記録すること現金出納帳と同様である。然れども借方は單に現金出納帳より受取る小口支拂資金 Petty cash fund 及び其の補充金を記入するに止り其の主なる記録は貸方に記入する現金支拂の小口取引である。其の極端なるものには借方を全く有せざる形式さへある。²⁾而して貸方には支拂金額欄の外に多數の欄を設け主要なる費用に

小口現金支拂帳

年月日	摘要	借方	貸方	旅動	通信費	文具費	諸雜費	諸口	元買
昭和6年									
9									
1	現金勘定 小切手 15 號	100.00							
2	甲大阪行旅費		25.00	25.00					
3	郵便切手		3.00		3.00				
4	封筒		2.00			2.00			
5	什器勘定 椅子 10 脚		20.00				2.50		
10	掃除		1.50		1.50				
25	郵便切手		30.00	30.00					
27	乙神戸行旅費								20
	合計		84.00	55.00	4.50	2.00	2.50	20.00	
	残		(2)	(35)	(36)	(37)	(38)		
	高	100.00	16.00						
30									
10									
1	現金勘定 小切手 115 號		84.00						
	残	16.00							
	高	84.00							

就き綜合轉記をなすに便ならしむる所の多桁式を採用する。

小口現金支拂の會計は定額前渡制度 Imprest System と云ふ方法に依るを最も可とする。即ち最初先づ一定額の small cash fund として例へば 100 圓とか 500 圓とかを現金出納係より小口現金支拂係に前渡する。小口現金支拂係は此の資金を以て一定期間例へば一ヶ月間の small cash fund を行ふ。月末に至り小口現金支拂係は現金出納係に對し一ヶ月間に於ける small cash fund の用途を證明して責任解除を受け、同時に出納係より同額の現金を受取り以て最初の定額資金の補充をなすの制度である。

例へば上例に於て定額資金 100 圓を以て small cash fund を開始し、九月中に於ける支出額 84 圓なるときは、月末に至り small cash fund 係は此の 84 圓の支出に關して現金出納係より責任解除を受け、small cash fund 資金補充として同額の現金を受取りて十月一日には再び 100 圓の small cash fund を以て支拂を始むることゝなるが如し。此の如くするとき small cash fund 係に前渡せる金額が常に 100 圓と云ふ如き一定額のものなること明瞭なるのみならず、毎月月末に於て small cash fund の會計を

現金出納係が検査するを得るが故に所謂内部監査の實を擧ぐるの利益がある。

Imprest system は前渡小口拂資金の一定額なる事及び其の補充時期の一定せる事を其の必要條件となすものに非ざるが如きも、此の二條件は此の制度をして理想的ならしむるものである。

小口現金支拂帳は其の用法如何に依りて次の如き諸種の性質となる。

- (1) 特殊仕譯帳なる場合 上記雛形は此の種のものである。
- (2) 單に補助帳簿として小口拂現金取引に關する明細書たる場合
- (3) 特殊仕譯帳にして且つ元帳を兼ねることイギリスに於て普通行はるゝ現金出納帳と同様な場合

而して(1)及び(2)の場合に於ては元帳に小口現金勘定を設け之に綜合轉記を行ふ。

次に帳簿締切及び元帳轉記の形式に就きても三種の方法が考へられる。

- (a) 小口現金支拂帳より元帳へ直接轉記する方法
此の方法は上記雛形に示す所の如し。而して此の

場合に於ける小口現金勘定の記入は次の如し。即ち9月中の小口拂合計84圓は9月30日綜合轉記に依り、小口拂資金補充84圓は10月1日個別轉記に依る。

借方		小口現金勘定				貸方			
年月日	摘要	小現頁	圓	錢	年月日	摘要	小現頁	圓	錢
9月1日	現金勘定	1	100	—	9月30日	諸口	1	84	—
10月1日	現金勘定	1	84	—					

- (b) 現金出納帳を通して轉記する方法

此の方法は小口現金支拂帳を補助帳簿として使用する上記(2)の場合にして、一月間の小口拂現金取引を綜括して現金支拂帳又は現金出納帳貸方に記入し直し、之れより各種の費用勘定及び其の他の勘定へ轉記すると同時に、小口拂資金補充の記入を併せ行ふ。例へば次頁に示す雛形の如し。尙この場合に於ける小口現金支拂帳締切の雛形をも附記せむ。

此の雛形に依りて明かなる如く、單に小口拂資金補充金84圓を小口現金勘定の借方へ轉記することは許されない。何となれば銀行勘定貸方84圓に對する借方記入は既に旅費勘定・通信費勘定乃至什器勘定に爲されたるを以てである。従つてアメリカ實際家の通

現金支拂帳

年月日				元頁	現金	銀行
9	1	小口現金勘定	小切手 15 號	2		100-
	30	本月中小口現金拂 及び同資金補充	小切手 115 號			
		旅費勘定	¥ 55.-	35		
		通信費勘定	4.50	36		
		文房具費勘定	2.-	37		
		諸雜費勘定	2.50	38		
		什器勘定	10.-	20		
						84-

小口現金支拂帳

年月日		借方	貸方						
9	1	小口拂資金	小切手 15 號	100-					
	30	合計			84-	55-	450	2-	250
		小口拂資金補充	小切手 115 號	84-					
		殘	高		100-				
				184-	184-				
10	1			100-					

説は小口現金勘定への轉記不必要論であると云ふ。

然れども斯くするときには小口現金勘定借方の示す所は唯僅に最初の資金前渡の記入 100 圓のみとなり、其の後に於ける資金補充の計數は全く之を示さず、従つて小口現金勘定に依りて各月の支拂金額消長の跡をも知り得ないことになる。

(c) 一般仕譯帳を通して轉記する方法

此の場合も亦小口現金支拂帳は補助帳簿である。上例に據り此の綜合仕譯を示せば次の如し。

一般仕譯帳

年月日		摘要	元頁	借方	貸方
9	30	旅費勘定	35	55-	
		通信費勘定	36	4	50
		文房具費勘定	37	2	-
		諸雜費勘定	38	2	50
		什器勘定	20	20-	
		小口現金勘定	2		84-

尙同日又は10月1日現金出納係より小口現金支拂係に對して小口拂資金の補充として84圓の小切手を支拂ふ。此の取引は現金の支拂なるが故に現金支拂帳に記入し之を小口現金勘定借方へ轉記する。又之を小口現金支拂帳にも移記すること勿論である。

此の方法と (b) 法とを比較するに、既述の如く (b) 法に依れば小口現金勘定の記入は甚だ不完全となるを免れざるに反し、(c) 法は此の點完全である。されど (c) 法は元帳轉記の際一般仕譯帳と現金出納帳との二仕譯帳を用ふるの煩雜を有する。

9 現金出納帳の修正

現金出納帳を締切るとき其の現金勘定欄の残高は常に借方残高を示し、其の金額は必ず手許現金在高と一致すべきこと勿論である。然れども釣銭の過不足記入の脱漏又は過誤・係員の不正行爲等の原因に基き事實上は兩者の一致を見ざる場合があるであらう。此の如き場合に於ては直に其の原因を討究して之を除去すべきであるけれども、若し此の手續を直に執らず又は原因を發見し得ざるときは、現金出納帳の残高に修正を施すの外ない。其の結果現金勘定の残高にも修正を加へ、且つ特殊の損益勘定を設けて記入を行ふを要する。此の後の勘定を稱して現金過不足勘定 Cash Short and Over Account と云ふ。

例へば現金出納帳の残高が手許現金在高より 150 圓多い場合に於ては、現金出納帳の貸方に 150 圓の記

入を加ふるに非ざれば、兩者の不一致を調和し得ない。従つて次の如き修正記入を必要とする。

現金過不足勘定 150.—

現金勘定 150.—

此の修正記入は現金の授受を含まざるのみならず特殊の記入なるが故に理論上一般仕譯帳を通して行ふを可とする。即ち一般仕譯帳より一方には現金勘定及び現金過不足勘定へ轉記すると共に、他方に於ては現金出納帳へ移記するを要する。但し簡略を主とし直に現金出納帳に依る方法あり。

現金過不足勘定は損益勘定殊に損失勘定である。上例に於ては現金 150 圓の減少を現金勘定貸方に記入し、之に因る 150 圓の損失を現金過不足勘定借方に記入するのである。

後に至り 150 圓の現金不足は事實上買掛金の支拂として既に仕入先 A 商店に支拂ひたるに拘らず、現金出納帳に記入漏なりしこと明かとなるときは、次の如き修正記入を行ふ。

仕入先 A 勘定 150.—

現金過不足勘定 150.—

此の記入は一般仕譯帳の取扱ふ所である。

帳簿上の残高が手許現金在高より小なる場合に於ても亦同様の修正を行ふ。但し此の場合に於ては現金過不足勘定に貸方記入を生じ利益を示す。然れども現金過不足勘定が貸方残高を示すは例外的の場合にして、借方残高即ち損失を示すを以て平常となす。

銀行勘定に關しても亦之れと同様なる問題がある。銀行に於ける當座預金勘定の残高と店に於ける銀行勘定又は現金出納帳銀行勘定欄の残高とは常に必ずしも一致しない。Outstanding checksが其の主なる原因である。此の場合所謂 Reconciliation Statement を作りて其の不一致を調節する。

〔註〕

- (1) 但し此の點に關しては、受取りたる小切手を現金と同様に取扱ひ、一度之を現金欄に記入し、然る後銀行へ預入るとき始めて之を現金支拂帳の現金欄と現金收納帳の銀行欄とへ記入する方法も亦行はるゝが如し。
- (2) 例へば Paton; Accounting. P. 248 所載雛形の如し。

第四章

商品の賣買に關する仕譯帳

1 商品の賣買に關する諸仕譯帳

商品の賣買に關する取引を記録する第一次記録の諸帳簿は(1)商品賣上仕譯帳 Sales Journal or Sales Book; Verkaufsbuch (2)商品仕入仕譯帳 Purchase Journal or Purchase Book; Bought Book 英; Einkaufsbuch (3)戻り品仕譯帳 Sales Returns Journal (4)戻し品仕譯帳 Purchase Returns Journal にして、之等を總稱して商品仕譯帳 Merchandise Journals と云ふ。尙現金賣及び現金買の場合に於ては現金出納帳によりて現金の授受に關する方面を記録するが故に、現金出納帳も亦この點に關して商品仕譯帳と交渉を有する。

此所には主として商品賣上仕譯帳に就き説明し、他の特殊仕譯帳に就いては特に説明を要すべき點を補ふに止むるであらう。

2 商品賣上仕訳帳

商品賣上仕訳帳又は商品賣上帳は商品賣上に關する特殊仕訳帳である。凡て商品の賣上は其の貸方記入を商品賣上勘定になし、之に對する借方記入は、(1) 現金勘定又は銀行勘定、(2) 得意先勘定(即ち得意先甲・得意先乙・得意先丙等各人名勘定及び得意先綜合勘定)又は、(3) 受取手形勘定に之をなす。故に此の種の取引を仕訳するに方つては貸方勘定は常に同一なるを以て問題なく、唯借方勘定のみにつき特に判別を要するのである。是れ恰も現金支拂帳の場合と同じ。

以下二三の商品賣上帳の雛形を示し、假設例に據りて其の用法を説明せむ。

〔假設例〕 昭和6年8月中に於ける商品賣上の取引次の如し。

2日	現金賣	¥ 300.-
3日	現金賣	¥ 200.-
5日	得意先甲商店へ信用賣、支拂條件 2/10, N/60.	
	送狀 A 101.	
	商品 A 100單位 @ ¥ 1.00.....	¥ 100.-
	商品 B 200單位 @ ¥ 1.50.....	300.-
		<u>¥ 400.-</u>

6日	得意先乙商店へ信用賣、支拂條件 N/30.	
	送狀 A 102.	
	商品 A 200單位 @ ¥ 1.00.....	¥ 200.-
	商品 B 200單位 @ ¥ 1.50.....	300.-
		<u>¥ 500.-</u>
10日	得意先丙商店へ信用賣、支拂條件 2/10, N/60.	
	送狀 A 103.	
	商品 A 400單位 @ ¥ 1.00.....	¥ 400.-
	商品 C 100單位 @ ¥ 2.00.....	200.-
		<u>¥ 600.-</u>
11日	得意先丁會社へ信用賣、支拂條件 2/10, N/60.	
	但し内 ¥ 500 約束手形にて受取る。	
	送狀 A 104.	
	商品 B 200單位 @ ¥ 1.50.....	¥ 300.-
	商品 C 300單位 @ ¥ 2.00.....	600.-
		<u>¥ 900.-</u>

第一 商品賣上帳(1) 信用賣のみを記録する形式

最も單純なる商品賣上帳の形式は信用賣のみを記録する場合である。此の場合には現金賣を全然行はざる企業又は現金賣を併せ行ふ企業に於ても現金賣は之を現金出納帳にて取扱ふ場合である。

次の雛形に依りて明かなる如く、日々發生する信用賣の取引は賣上帳に記録せられ、之れより各得意先勘

商品賣上帳(1)

昭和6年		摘要	元頁	内譯金額欄		本金額欄	
月	日						
8	5	得意先甲商店	11				
		支拂條件 5/10, N/60 送狀 A 101					
		商品 A 100單位 @ ¥1.00		100	—		
			商品 B 200 " @ 1.50	300	—	400	—
	6	得意先乙商店	12				
		支拂條件 N/30 送狀 A 102					
		商品 A 200單位 @ ¥1.00		200	—		
			商品 B 200 " @ 1.50	300	—	500	—
	10	得意先丙商店	13				
		支拂條件 2/10, N/60 送狀 A 103					
		商品 A 400單位 @ ¥1.00		400	—		
			商品 C 100 " @ 2.00	200	—	600	—
	11	得意先丁會社	14				
		支拂條件 2/10, N/60 送狀 A 105					
但し代金の内 ¥ 500.- 約束手形にて受取る							
商品 B 200單位 @ ¥1.50		300		—			
		商品 C 300 " @ 2.00	600	—	900	—	
31		商品賣上勘定(貸方)	40			2,400	—

定へ直に個別轉記を行ふ。即ち得意先甲・乙・丙・丁以下の各勘定の借方へ轉記する。而して之に對する貸方記入は言ふ迄もなく商品賣上勘定へ行ふものにして月末に至り其の月の賣上總額を一括して綜合轉記をなす。

金額欄の前に内譯金額欄又は前金額欄を設けたる

は内譯計算を此の欄にて行ふの意である。但し摘要欄にて之を行ふも差支なし。

11日の取引は得意先丁會社に商品 900 圓を賣り、代金の内 500 圓は同會社振出の約束手形にて支拂を受け、残金 400 圓を賣掛金として同會社勘定に負課し置く場合である。

此の取引を直截に仕譯すれば次の如し。

(A) 直截なる綜合仕譯

受取手形勘定	500
得意先丁勘定	400
商品賣上勘定	900

然れども斯くするときには上記の如き單純なる商品賣上帳にては之を記録するを得ざるが故に之を次の如く仕譯し(1)を商品賣上帳にて取扱ひ、(2)は之を一般仕譯帳にて取扱つたのである。

(B) 二重の單純仕譯

(1) 得意先丁勘定	900
商品賣上勘定	900
(2) 受取手形勘定	500
得意先丁勘定	500

尙この取引の取扱法に就いては次に示す雛形第二

及び第三を参照すべし。

3 第二 商品賣上帳(2) 信用賣及び現金賣を併せ記録する形式

商品賣上帳(2)

昭和6年	送状番號	元帳勘定(借方)	摘要	元現金勘定(借方)	得意先勘定(借方)	受取手形勘定(借方)
8月2日		現金勘定	賣上傳票 1-15	√ 300		
3日		現金勘定	賣上傳票 16-35	√ 200		
5日	A 101	得意先甲勘定	5/10, N/60	s1	400	
6日	A 102	得意先乙勘定	N/30	s2	500	
10日	A 103	得意先丙勘定	2/10, N/60	s3	600	
11日	A 104	得意先丁勘定	約計 ¥ 500 現金 ¥ 400 - 2/10, N/60	s4	400	500
31日		現金勘定(借方)		√ 500		
		得意先勘定(借方)		12 1,900	1,900	
		受取手形勘定(借方)		10 500		500
		商品賣上勘定(貸方)		40 2,900		

商品賣上帳(2)は現金賣及び信用賣を併せ記録する形式にして商品賣上に關する總ての取引を網羅するものである。現金賣と信用賣とを各別に記録する爲に現金勘定金額欄と得意先勘定金額欄との二欄を設け、更に手形に依る賣上代金支拂を記録する爲に受取手形勘定金額欄を附加したる三桁式である。尙上記の雛形にありては摘要欄を細分して(a)送状番號欄(b)元帳勘定欄(c)摘要欄の三欄となし、取引の内容的説明は之を送状に譲りて其の摘録を省略する。

つて記録手數及び紙面の經濟を來すこと頗る大である。

前章に於て一言したる如く、商品の現金賣は一方には商品の賣上なるが故に商品賣上帳の取扱ふべき取引であると同時に、他方に於て現金取引なるが故に現金出納帳殊に現金收納帳の取扱ふべき取引である。従つて第一次記入の帳簿に就き抵觸を生じ、其の結果或は元帳勘定に重複の記入を來すべき處がある。此の不都合を避くる爲に下の如き諸種の方法が講ぜられる。

(1) 現金賣は現金出納帳に記録し商品賣上帳に於ては全然之を記録せざる方法

此の方法は商品賣上帳をして不完全なる商品賣上の記録たらしむるの缺點を有する。即ち現金賣の記録なき賣上帳は商品賣上の全體を示さず、従つて之に依りて賣上總額を知り得ず、又信用賣と現金賣とを比較することを得ない。

(2) 現金拂得意先勘定を設定する方法

第一法の缺點を除去する爲には現金賣を商品賣上帳に記録することを要する。而して現金勘定及び商品賣上勘定に於ける重複記入を防止する方法として

特に現金拂得意先勘定 Sundry Cash Debtors a/c なる特殊の勘定を設定し、現金出納帳及び商品賣上帳より轉記せらるべき筈の二重記入の中一對の借方貸方を此の勘定に行ひ以て互に相殺せしむるのである。

例へば上例に於て2日及び3日の現金賣 300圓及び200圓の取引は、之を商品賣上帳及び現金收納帳に記録し、其の元帳轉記を行ふこと亦他の取引と同じく個別轉記に依りて商品賣上帳よりは現金拂得意先勘定の借方へ、現金收納帳よりは同勘定の貸方へ轉記すること次に示すが如し。

現金拂得意先勘定

年月日	摘要	仕頁	金額	年月日	摘要	仕頁	金額
8月 2	商品賣上勘定	賣1	300-	8月 2	現金勘定	現1	300-
3	商品賣上勘定	賣1	200-	3	現金勘定	現1	200-

換言すれば現金拂得意先勘定は他の得意先勘定の場合と同じく、商品賣上の債權と其の支拂とを記入する。先づ商品を得意先に販賣する取引即ち商品賣上は商品賣上帳を通して此の勘定の借方へ記入し、其の代金の支拂を得意先より受くる取引は現金收納帳を通して此の勘定の貸方へ記入するのである。唯現金賣なるが故に此の二個の取引が同時に發生し且つ一

個の取引として現れ、従つて借方記入と貸方記入とが常に同時に生ずるのである。

此の方法の缺點は不必要なる勘定を設定し且つ不必要なる轉記を増加することに在る。

(3) 轉記の重複のみを避くる方法

此の第二法の缺點を除去することは決して困難でない。現金賣を商品賣上帳及び現金出納帳に記録することは(2)の場合と同じく、唯轉記の手續に就いて適當なる考慮を加へて元帳勘定に於ける重複記入を防止すれば可いのである。換言すれば(2)に於て特に現金拂得意先勘定へ行ひたる轉記は形式上の意義を有するに過ぎざるものなるが故に、全部之を廢止する。即ち一方に於ては商品賣上帳より現金拂得意先勘定又は現金勘定の借方に轉記すべき筈の記入を轉記せず、又他方に於て現金出納帳より現金拂得意先勘定又は商品賣上勘定の貸方へ轉記すべき筈の記入を轉記せざる方法である。而して轉記不要の記入例へば上例2日及び3日の記入に就いては、元頁欄に其の印を附すること雛形に示す所の如し。

4 第三 商品賣上帳(3)

商品賣上帳(3)

年月日	元帳勘定 (借方)	支拂條件	送状 番號	元 頁	現金 勘定 (借方)	得意先 勘定 (借方)	受取手 形勘定 (借方)	商品賣 上勘定 (貸方)
昭和6年 8月2日	現金勘定			✓	300			300
3	現金勘定			✓	200			200
5	得意先甲勘定	5/10, N/60	A 101	s1		400		400
6	得意先乙勘定	N/30	A 102	s2		500		500
10	得意先丙勘定	2/10, N/60	A 103	s3		600		600
11	得意先丁勘定	2/10, N/60	A 104	s4		400	500	900
31	合計				500	1,900	500	2,900
	元帳頁數				(✓)	(12)	(10)	(40)

更に完備せる商品賣上帳は雛形第三である。此の形式は雛形(2)に更に一桁を増加し以て Self-balancing special journal としたるものにして、前三欄の借方金額欄の合計と最後の商品賣上勘定欄なる貸方金額欄の計數とが常に符合すべきである。是れ恰も現金收納帳(3)の場合と同じく、元帳組織複雑なる場合に使用せらるゝ仕譯帳の形式なること亦同じ。

現金賣の記入を現金勘定へ轉記せざることを、信用賣の記入は得意先勘定元帳に於ける甲・乙・丙・丁以下各得意先勘定へ日々個別轉記を行ふこと、月末に於ける綜合轉記は現金勘定へは行はず、得意先勘定借方受取手形勘定借方及び商品賣上勘定貸方へ行ふこと等凡て

現金收納帳(3)の場合と同様である。

5 戻り品仕譯帳

以上説明したる商品賣上帳は商品の賣上を記録し又商品賣上勘定は商品賣上の各月總額を記すに過ぎない。賣上商品が見本と相違し又は瑕疵を有する等の理由に基き買主即ち得意先より送り戻されたる場合に於て、所謂戻り品 Sales Returns は商品賣上帳にて取扱ふこと能はざるは言ふを俟たない。其の數比較的少きときは之を一般仕譯帳にて取扱ひ得べきも、相當多數に上る場合に於ては特に戻り品仕譯帳 Sales Returns Journal なる特殊仕譯帳を設定して之を記録するを可とする。

戻り品仕譯帳の形式及び用法は商品賣上仕譯帳と同様である。唯取引の性質上各得意先勘定への個別轉記は其の貸方へ、得意先綜合勘定への綜合轉記は同じく其の貸方へ、戻り品勘定への綜合轉記は其の借方へ爲される。

尙戻り品と同じく商品賣上總額より差引かるべき項目に値引及び割戻 Allowances and Rebates なるものがある。戻り品は其の名稱の示す如く販賣したる商品

の送り戻されたるものなるに反し、値引割戻は唯賣上代金より値引を爲し又は割戻を爲すの謂にして、其の理由に至つては種々あるであらう。此の種の取引は一般仕譯帳にて取扱ふか、或は戻り品仕譯帳にて戻り品と共に併せ記録すべきである。又元帳勘定としては戻り品値引割戻勘定 Sales Returns and Allowances a/c を以て併せ計算するか、或は別に賣上値引割戻勘定 Sales Allowances and Rebates a/c を設定すべきである。

6 商品仕入仕譯帳及び戻し品仕譯帳

以上商品賣上及び戻り品に関する仕譯帳の説明は、商品仕入及び戻し品 Purchase(s) Returns に關する仕譯帳に就き之を準用し得る。

唯、一言注意すべきは商品仕入帳及び戻し品仕譯帳は商品に關する仕譯帳なるが故に、商品以外の物の購入例へば什器・消耗品等の購入等は此等の仕譯帳の取扱はざる所である。即ち其の現金買の場合には現金出納帳又は現金支拂帳に於て、然らざる場合には一般仕譯帳に於て之を取扱ふ。この事は商品賣上帳及び戻り品仕譯帳に就きても同様である。

第五章

支拂票記入帳

1 支拂票記入帳と商品仕入帳

商品仕入帳の進化し且つ其の職能を擴大したる者に支拂票記入帳又は支拂票仕譯帳 Voucher Register, Vouchers-Payable Journal と稱するものがある。支拂票記入帳は其の本質に於て信用買の取引を記録する特殊仕譯帳たること商品仕入帳と異なる所なけれども、其の記録する取引の範圍が商品仕入帳に比して頗る廣い。又商品仕入帳の代りに支拂票記入帳を使用する場合には、元帳組織に於て仕入先勘定元帳を廢止することを以て其の特徴となす。

支拂票記入帳の性質を説明すること次の如し。

- (1) 支拂票記入帳は信用買に關する特殊仕譯帳である

支拂票記入帳は信用買に關する特殊仕譯帳たる點に於て本質上商品仕入帳と同じく、其の名稱に因りて

誤解せられ易き、支拂の記入を主たる職能とするものではない。現金支拂帳の代用をなすものではない。

(2) 支拂票記入帳は廣義の信用買に関する特殊仕譯帳である

商品仕入帳の取扱ふ所は單に商品の仕入に限る。商品仕入の取引は其の信用買たると現金買たるとを問はず之を記録すれども、商品に非ざるものの購入に就いては信用買と雖之を取扱はない。

之に反して支拂票記入帳の取扱ふ範圍は頗る廣く、商品の仕入は勿論消耗品の購入、俸給・賃銀・地代・家賃等の費用の支拂に就きても、其の購入と支拂とを各別の取引として取扱ひ、支拂票記入帳に依りて此等兩種の取引殊に購入に関する取引を先づ記録し、然る後支拂に関する取引をも併せ記録するのである。之を換言すれば支拂票記入帳を使用する會計制度即ち所謂支拂票制度 The Voucher System に於ては、總ての支拂を統制するに支拂票 Voucher なる一定様式の傳票を以てするものにして、支拂票記入帳は此の支拂票に関する仕譯帳である。然るに支拂票制度の完全なるものに在りては、總ての支拂に就き支拂票に依る統制を行ふが故に、支拂票記入帳の取扱ふ範圍は極めて廣汎とな

(高數頁)

支 拂 票 記 入 帳

昭和 年	支 票 番 號	支 拂 先	摘 要 支 拂 條 件	支 拂		支 拂 票 勘 定	仕 入 現 金 引 勘 定	原 料	仕 入 運 賃
				月	日				
5	001	A 商店	Not	5	10	4,000.00			
	002	B 商店	2/10, N/60	5	11	380.00	688	243.80	36.20
	003	C 商店	2/15, N/30	5	18	425.30	851		
	004	D 會社	1/10, N/30	5	15	1,919.40	17.99	1,470.00	120.60
	005	E 會社	2/10, N/30	5	15	1,251.60	25.03		
	006	俸給		5	8	2,798.67			
						10,774.97	58.41	1,813.80	156.80
						(54)	(✓)	(60)	(61)

(四數頁)

支 拂 票 記 入 帳 (續)

直 接 勞 力 費	間 接 勞 力 費	工 場 間 接 費	販 賣 俸 給 費	販 賣 諸 費 用	一 般 俸 給 費	一 般 諸 費 用	諸 口	元 頁	元 帳 勘 定
		276.20		149.10			4,000.00	24	運搬具
		200.00		128.80		51.60	1,200.00	19	什器
1,820.40	632.17	476.20	241.60	277.90	104.50	51.60	5,200.00		
(62)	(63)	(64)	(70)	(71)	(80)	(81)	(✓)		

るのである。従つて支拂票記入帳は多桁式仕譯帳の尤なる者である。397頁所掲の雛形を参照すべし。

(3) 支拂票記入帳は信用買の支拂をも記録する

商品仕入帳が單に商品の仕入に關する記録を行ふに過ぎざるに反し、支拂票記入帳は信用買その者即ち購入に關する記録を行ふのみならず、其の代金支拂に關する記入をも併せ行ふ。支拂票記入帳に支拂欄あるは之れが爲である。但し之に依りて現金支拂帳を不用ならしむるものではない。

(4) 支拂票記入帳は仕入先勘定元帳を有せず

商品仕入帳は商品仕入に關する特殊仕譯帳にして各仕入先より商品を購入するときは、例へば仕入先A・B・C等の人名勘定を摘要欄に記し、且つ此等の各仕入先勘定の貸方に其の個別轉記を行ふ。而して月末に至りて一月間の仕入總額を商品仕入勘定の借方へ綜合轉記する。又元帳組織複雑にして仕入先勘定元帳を有する場合に於ては、A・B・C以下各仕入先人名勘定は仕入先勘定元帳に設定せられ、別に仕入先綜合勘定が一般元帳に設定せられあるが故に、前記の轉記の外更に他の一の月末綜合轉記として仕入先勘定欄合計を仕入先綜合勘定の貸方へ行ふを要すること曩に商

品賣上帳(3)に就き説明したる所と同じである。(1)

此の如く商品仕入帳は商品の仕入に關する仕譯帳なるが故に、一方に於て商品仕入勘定に附屬する特殊仕譯帳たると共に、他方に於て仕入先勘定元帳に對しても特殊の關係を有し、言はゞ仕入先勘定元帳に附屬する特殊仕譯帳である。換言すれば通常商品仕入帳を用ふる場合に於ては、各仕入先勘定を中心にして各仕入先に對する貸借關係を精細に計算記録することが簿記の主要なる一目的である。従つて一般元帳に於ける仕入先統制勘定の外に仕入先勘定元帳に於てA・B・C以下多數の仕入先人名勘定を設くるを要し、仕入先勘定元帳は相當重要なる地位を占める。

之に反して支拂票記入帳を使用する場合には、信用取引の取扱上に於て各仕入先を認めず各仕入先人名勘定を設けず、従つて仕入先勘定元帳を設けざる事が其の主要なる特異點にして、之に依りて簿記事務の簡省を期すること其の主要なる一目的である。換言すれば凡て商品仕入その他の信用買に因りて生じたる負債を取扱ふに方り、其の負債の勘定主體として各個の仕入先債權者を認めて各個の人名勘定を設け繼續的貸借關係を計算記録することを廢止し、其の代りに

各個の支拂票を以て各個の取引・各個の負債を表現せしめ、之を以て元帳勘定に代らしむるのである。従つてA・B・C以下各個の仕入先勘定の必要を失ひ、又仕入先勘定元帳の必要を見ざるに至る。

但し一般元帳に於ける仕入先総括勘定又は之に相當する統制勘定を存置することは、一般元帳の完全を保持するため必要なること言ふを俟たない。此の勘定を稱して支拂票勘定又は支拂支拂票勘定 Vouchers Payable Account と云ひ、又單に支拂勘定 Accounts Payable Account とも稱する。此の勘定は支拂票又は支拂支拂票(支拂未済支拂票) Vouchers Payable (Unpaid Vouchers) の全體を統制する統制勘定にして、恰も仕入先勘定元帳を統制する仕入先統制勘定に相當し、又支拂支拂票の全體又は支拂票記入帳其の者が仕入先勘定元帳に相當するものである。

(5) 支拂票記入帳に依る借方貸方

曩に言へる如く支拂票記入帳に於ては廣義の信用買の取引を記録するが故に、支拂票勘定の貸方へ記入すべき負債に對する借方項目は、商品仕入帳の場合の如く、單に商品仕入勘定のみに非ずして、多數の費用勘定を含むこと支拂票記入帳の雛形に示す所の如し。

此の點に就き支拂票記入帳と商品仕入帳とを比較して其の用法上の差異を示せば次の如し。

(A) 支拂票記入帳を使用する場合に於ては購入と支拂とを截然と區別して取扱ふ。即ち次の如し。

(a) 購入——信用買

原料その他總ての購入は支拂票記入帳の支拂票勘定欄に記録せられ、且つ原料勘定欄以下相當欄に記入せられる。前者は貸方欄にして購入に因りて生じたる負債であり、後者は購入したる原料仕入運賃・直接勞力等の資産又は費用である。従つて支拂票記入帳より元帳勘定へ借方貸方の轉記を行ふときは、次の如き仕譯形式となる。但し數字その他は前掲支拂票記入帳の雛形に據る。

原料勘定	¥ 1,813.80
仕入運賃勘定	156.80
直接勞力費勘定	1,820.40
間接勞力費勘定	632.17
工場間接費勘定	476.20
販賣俸給費勘定	241.60
販賣諸費用勘定	277.90
一般俸給費勘定	104.50
一般諸費用勘定	51.60

運搬具勘定	4,000-00
什器勘定	1,200-00
支拂票勘定	¥10,774-97

(b) 負債の支拂

次に此等の負債即ち支拂票が現金殊に小切手にて支拂はれるときは、現金支拂帳の記録は凡て次の如くである。

支拂票勘定	×××
現金勘定	×××

而して現金支拂帳又は Check Register に於ける各個の現金支拂の取引には支拂票番號・支拂先の氏名及び小切手番號を記すを以て足る。之を支拂票記入帳の支拂欄に轉記すれば、支拂票記入帳の各行に設けられたる各個の支拂票勘定は借方貸方相殺して締切られることとなる。

(B) 之に對し商品仕入帳を使用する場合に於ては商品仕入に就きてのみ其の購入と買掛金支拂とを區別して取扱ひ、所謂費用は凡て現金支拂ありたるとき始めて會計上認められるのである。従つて次の如き仕譯となる。

(a) 購入——商品及び資産の信用買

(1) 商品仕入帳に於ける取引

商品仕入勘定	×××
仕入先勘定	×××

(2) 一般仕譯帳に於ける取引

運搬具勘定	¥ 4,000
A 商店勘定	¥ 4,000
什器勘定	¥ 1,200
E 商店勘定	¥ 1,200

(b) 買掛金の支拂及び費用の支拂

商品その他の買掛金の支拂及び仕入運賃・直接勞力費以下諸費用の支拂は、言ふ迄もなく現金支拂帳にて取扱ふ。即ち次の如し。

仕入先勘定(商品代金)	¥ 1,813-80
仕入運賃勘定	156-80
直接勞力費勘定	1,820-40
間接勞力費勘定	632-17
工場間接費勘定	476-20
販賣俸給費勘定	241-60
販賣諸費用勘定	277-90
一般俸給費勘定	104-50
一般諸費用勘定	51-60
A 商店勘定	4,000-00
E 商店勘定	1,200-00
現金勘定	¥10,774-97

而して現金支拂帳より仕入先勘定・仕入運賃勘定乃至一般諸費用勘定への轉記は月末綜合轉記に依りて借方へ、之に對する貸方記入は現金勘定へ爲さるゝこと、既に現金支拂帳(3)の説明に依りて知れる所である。又この制度の下に於ては多數の商品仕入先に關する人名勘定を仕入先勘定元帳に設定し、各仕入先人名勘定の貸方へは商品仕入帳より商品仕入の取引ある毎に個別轉記を行ひ、其の借方へは買掛金の支拂ある毎に現金支拂帳より個別轉記を行ふのである。

以上の如く商品仕入帳を使用する普通の商業會計と支拂票記入帳を使用し支拂票制度を行ふ工業會計との主要なる差異は、費用の取扱に就いてある。此の點に關しては、曩に費用及び費用勘定に就き説明したる所を參照し、其の商業會計と工業會計とに於ける差異を顧ることを要する。(2)

2 支拂票制度

支拂票記入帳の使用は所謂支拂票制度 The Voucher System を前提とする。支拂票制度とは支拂票に依りて總ての支拂を統制する所の制度にして、之に依りて支拂の正確と現金取扱の確實とを期するものである。

支拂票に依る支拂は總て小切手を以てし現金の支拂を爲さず、但し別に小口現金拂の制を設くる。此の制度は近時アメリカに於て發達したる所にして大規模の企業殊に工業的企業に於ける原價計算制度の一部分として廣く一般に行はるゝ所である。

支拂票 The Voucher とは Kester の言ふ所に從へば廣義に於ては或取引の確實なることを證明する證書を意味し、狹義殊に支拂票制度の場合に於ては各個の仕入購入の受取を確認する一定様式の傳票を意味する。(3)而して其の普通の受取證書 Receipts と異なる所は Receipts が單に現金受取の受取證書にして且つ對外的のものに過ぎざるに反し、支拂票は對内關係に於ける傳票にして各個の購入に就き一枚の支拂票を作成し、購入に因りて生じたる負債を確認し之を支拂ふべきことを係員に命じ且つ小切手を以て其の支拂を遂行するに至る迄の手續を統制するものである。

支拂票制度の會計にありては各個の購入取引を以て記入の單位又は一個の勘定と看做し、各個の購入取引に就き各個の支拂票を作成する。各個の購入取引從つて各個の支拂票には取扱の便宜上發生の順序に従ひ順次番號を附し、支拂票記入帳の記入も亦此の番

(1) 支拂票の作成

先づ仕入原料その他の購入品が到着するときは、仕入部 Purchasing Department に於て之を送状及び註文書等に依りて調べ、其の品質・瑕疵の有無等を検査し満足なるときは之を受取り、且つ送状の内容・計算等を確かめた後、之に對して支拂票を作成する。例へば前記支拂票記入帳雛形の例に於て5月1日A商店より運搬具4,000圓を受取るときは、上記の手續を経たる後之に對して支拂票 001 號を作成する。而して支拂票 001 號は 4,000 圓の運搬具を受取りたる事を決定すると共に、其の支拂をA商店に對して爲すべきことを確認するものである。

支拂票に記録せられたる取引は、支拂票より支拂票記入帳へ記入することを要する。支拂票 001 號は必要な簿記記入の材料として使用せられたる後、送状と共に支拂未済支拂票として Unpaid Vouchers' File に保存せられ、支拂期日の到來を待つ。

(2) 支拂票の支拂

支拂票の支拂期日到来するときは、小切手を作成して支拂先に送金する。例へば支拂票 001 號の支拂期日5月10日に至れば4,000圓の小切手 102 號を作成し

支拂票と共に之をA商店へ郵送する。

現金支拂の取引は言ふ迄もなく現金支拂帳に記録する。支拂票制度の下に於ける現金支拂帳は其の形式簡單なるを以て足り、小切手記入帳 Check Register なる名稱を以て呼ばれるものである。

小切手記入帳

昭和6年	小切手 番 號	支 拂 票 番 號	支拂票勘定 (借方)	仕入現金 割引勘定 (貸方)	現金勘定 (貸方)
5	8	101	006	2,798 67	2,798 67
	10	102	001	4,000 00	4,000 00
	11	103	002	380 00	6 88
	15	104	004	1,919 40	17 99
	18	105	003	425 30	8 51
				9,523 37	33 38
				(54)	(48)
					9,489 99
					(1)

又支拂票 001 號は既に支拂済となりたるが故に、此の事實を明かにするを要する。即ち支拂票裏面に於ける所定の欄に小切手番號 102、金額4,000圓及び支拂日5月10日を記入したる後、之を支拂済支拂票として Paid Vouchers' File に移して保存するを要する。支拂票記入帳にも亦此の支拂の事實を記録する。

尙、支拂票表面欄外にある支拂先の受取證は、例へば上例に於て小切手 102 號の送金を受取りたるA商店

が署名(及び捺印)すべきものにして、署名(捺印)の上其の支拂票を返送し來る筈である。(4)

3 (3) 支拂票記入帳

支拂票記入帳に記録せられたる取引が定期的に一般元帳へ総合轉記せられることは商品仕入帳の場合と同様である。先づ支拂票勘定欄の合計 10,774.97 圓は支拂票勘定の貸方へ記入せられる。之に對する多數の借方勘定即ち原料勘定・仕入運賃勘定乃至一般諸費用勘定へは各勘定欄の合計即ち 1,813.80 圓、156.80 圓、1,820.40 圓等が轉記せられる。但し諸口欄の計数は総合轉記を許さず、5 月 1 日運搬具勘定へ 4,000 圓、7 日什器勘定へ 1,200 圓の個別轉記を行ふ。

尙、総合轉記を行ふに先立ち、支拂票勘定欄の合計が原料勘定欄乃至諸口欄の合計の總計と符合するや否やを檢算するを要すること他の Self-balancing special journal の場合と同じ。

次に支拂欄は支拂票記入帳に特有なるものにして商品仕入帳には之を有せざること勿論である。既に述べたる如く支拂票記入帳は仕入先勘定元帳に相當する特殊元帳を自ら兼ね、其の各行が各個の支拂票勘

定を成すものである。而して各勘定の貸方は支拂票勘定欄であり借方は支拂欄である。従つて借方支拂欄への記入は通常現金支拂帳又は Check Register より轉記せられる。但し此の欄に金額の記入なきは支拂票制度の下に於ては各個の取引即ち各個の支拂票に就き必ず全額拂をなし一部拂を行はざるを原則とするが故である。支拂欄に未だ記入なき取引は支拂未済の支拂票を意味する。支拂未済支拂票の合計は一般元帳の支拂票統制勘定の殘高と一致すべきこと、恰も仕入先勘定元帳の仕入先統制勘定に於ける關係と同じ。

終りに仕入現金割引勘定欄は支拂票支拂の小切手を振出す際計算上必要なる金額欄に過ぎない。仕入現金割引勘定への轉記は現金支拂帳又は小切手記入帳より行ふこと普通一般と同じ。(5)

4 支拂票制度の前提條件

支拂票制度が適當である爲には諸種の前提條件を必要とする。若し此等の諸條件の一個又は數個が缺くときは、此の制度の完全なる運用は阻止せられ、甚しきに至れば制度の改廢を必要とするに至る。

(1) 現金の準備十分なること

支拂票制度は支拂票を中心として運用せられ、其の番號順に依りて制度全體を規律するものである。故に總ての支拂票の支拂は支拂期日の到來と共に規則正しく行はれることを要する。之れが爲には常に企業が現金即ち當座預金を十分に準備し置くことを要する。若し之に反して支拂票の支拂期日到來するも之れが支拂不能であり或は一部拂の必要已むなき財政状態であるならば、支拂未済の支拂票が多數累積して其の整理困難となり、遂には制度を破壊するに至るであらう。是れ現金の用意常に十分なることを以て支拂票制度の前提條件となす所以である。

(2) 支拂票の支拂は全部拂なること

支拂票に對して振出す小切手は必ず其の全額なることを要する。一支拂票一小切手の原則である。例へば10,000圓の支拂票に對しては10,000圓の小切手、15,000圓の支拂票に對しては15,000圓の小切手を振出すが如し。若し之に反して1,000圓の支拂票に對して500圓の小切手を振出し、15,000圓の支拂票に對して5,000圓の小切手を振出すが如き、所謂一部拂 Partial Payments を行ふならば、支拂票制度は圓滑なる運用を

妨げられて混亂に陥るであらう。蓋し支拂票と小切手とは相俟つて支拂票制度の雙翼兩輪を成し不可分の關係にあり、其の一を切斷するときは他の一も亦切斷せざるべからず、之れが爲め制度全體が跛行とならざるを得ないからである。

然れども若し一部拂を行ふの已むなき場合を生じたるときは、如何に之を處理すべきか。此の如き場合に於ては舊支拂票を撤回し、之に代るべき二通以上の支拂票を作成するの外ない。例へば第015號15,000圓の支拂票の一部拂として5,000圓の小切手を振出すべき場合には、先づ支拂票015號を撤回し、之れに代るべき新支拂票例へば021號5,000圓、022號5,000圓及び023號5,000圓の三通を作成し、就中021號は直に支拂済の分へ移し、残り二通は支拂未済の分として取扱ふが如し。尙、新舊支拂票更改の取引は一般仕譯帳を經由して支拂票記入帳に記録するか、或は直接に支拂票記入帳にて取扱ふ。

(3) 各仕入先との取引關係が重要ならざること

終りに支拂票制度は仕入先勘定元帳を廢止し、單に個々の信用取引のみを認むる制度なるが故に、各個の仕入先勘定を設けて繼續的に其の貸借關係を計算記

録するの必要なことを前提とするものである。従つて總ての仕入購入をなすに方り隨時自由に仕入先を選択し、特定の仕入先との間に繼續的取引關係を結ばざる場合に於ては最も適當なる制度である。之に反して特定仕入先との取引が繼續的であり且つ其の仕入總額が總仕入額の相當重要部分を占むるが如き場合に於ては、此の制度は不適當たるを免れない。

此の短所を補ふ爲には、仕入先勘定元帳を復活して各個の仕入先人名勘定を存置するの外なし。此の場合には支拂票記入帳の形式に多少の改變を施し、支拂票勘定欄の次に他の貸方欄・仕入先勘定欄を増設することを要する。而して仕入先よりの信用取引は此の貸方欄へ記録し、之れより仕入先勘定元帳へ個別轉記を行ふこと商品仕入帳の場合の如くするのである。斯くするときには支拂票制度と仕入先勘定元帳とを併用し、然も支拂票記入帳を以て其の仕譯帳たらしむることを得る。

〔註〕

- (1) 本編第三章 4, 361 頁参照。
 (2) 第二編第四章 4, 5, 89—97 頁参照。

- (3) Kester, Accounting Theory and Practice. Vol. II. 2nd Edition. p. 53.
 (4) 支拂票に受取證欄を附記し仕入先をして署名(捺印)の上返送の手續を取らしむることは、仕入先に負擔を課するのみならず、往々にして支拂票を返送し來らざる虞尠くない。故に此の危險を豫想して豫め二通の支拂票を作成し、一通を保留して以後に於ける記帳の用に供する方法を採るを可とする。又第二の方法としては小切手に必要なる事項を附記し Voucher Check として使用する方法がある。其の詳細なる説明は Kester, Accounting Theory and Practice Vol. I. 3rd Edition 第二十九章 pp. 404-6 を看よ。
 (5) 仕入現金割引の取扱法に就きては、Kester 前掲書 417-8 頁を看よ。

第六章

元帳の組織

1 元帳の組織

曩に述べたる如く簿記に固有の帳簿は仕譯帳と元帳との二種であり、簿記の帳簿組織は此等兩種帳簿より成るのである。従つて以上數章に亘りて述べ來れる仕譯帳の分化發達は、之に相應する元帳組織の發達を豫想するものである。元一冊の仕譯帳にして其の形式亦單純なりしものが、多數の特殊仕譯帳の分化となり多桁式様式の發達となりたると同じく、元帳も亦一冊の内に企業會計の全部を網羅したる原始的状態を脱して其の組織複雑となり、數多の特殊元帳又は部分元帳の分化を見るに至つた。本章に於て元帳組織に就き説明せむとする所は、特殊元帳の分化並びに其の分化後に於ける元帳の問題にして主として統制勘定又は綜括勘定 Controlling Accounts or Summary Accounts に關する問題に歸着する。

元帳組織の發達も亦仕譯帳の場合と同じく、近世大企業に於ける會計事務の分掌及び會計事務の簡省の必要に基因する。一冊の元帳を以て企業の會計全部に關する諸勘定を網羅し、日々發生する多數の取引を個別的に借方貸方の複式記入として此等の諸勘定に記録することは、規模稍大なる企業にありては頗る困難である。而して記入の最も頻繁なる勘定即ち活動的勘定 active accounts の種類は自ら一定せること、恰も取引の場合と同じである。従つて仕譯帳の分化に際し各種の活動的取引を記録する原始帳簿が、各、特殊仕譯帳として獨立したると同じく、元帳の場合に於ては先づ得意先勘定及び仕入先勘定が各、特殊元帳として獨立するに至つた。蓋し得意先勘定及び仕入先勘定は數十乃至數百の得意先人名勘定及び仕入先人名勘定より成るものにして、此等の人名勘定は記入の最も多き活動的勘定である。加之此等の勘定は營業の發展に伴ひ益、其の數の増加すべきものであると同時に、他方に於ては取引關係斷絶して所謂 dead accounts となるものゝ生ずるを免れないからである。

此の如く、恰も商品賣上帳及び商品仕入帳を仕譯帳より分立せしめて獨立の特殊仕譯帳となしたるが如

く、數十乃至数百口の得意先人名勘定及び数十乃至数百口の仕入先人名勘定を元帳より移して別に特殊元帳を設くるに至つたのである。之を得意先勘定元帳 Sales Ledger, Customers Ledger, Accounts Receivable Ledger 及び仕入先勘定元帳 Purchases Ledger, Creditors Ledger, Accounts Payable Ledger と稱する。而して此等二種の特殊元帳が分立したる後の元帳を、此等の特殊元帳と區別する爲に、一般元帳又は總勘定元帳 General Ledger と稱する。

此の關係に於て注意すべきは、現金出納帳又は現金收納帳及び現金支拂帳に相應すべき特殊元帳の分立は、之を必要としない事である。蓋し現金勘定は借方貸方の記入最も多き最も活動的勘定たるに相違なけれども、綜合轉記の方法及び現金出納帳の現金勘定兼用に依り既に完全なる解決を見たるを以てである。

然るに一個の元帳が數個の元帳に分割せられたる結果、此所に大なる不都合を生じた。即ち複式簿記の一大特長たる試算表に依る計算的自己統制の作用が、此等各個の元帳に就き最早成立し得ざるに至れること是れである。何となれば試算表の原理は簿記全體・元帳勘定全體に就きて成立するものなれども、數十乃

至数百口の得意先勘定及び数十乃至数百口の仕入先勘定を失ひたる一般元帳に就いては最早成立すべき筈がない。況や部分元帳たる得意先勘定元帳及び仕入先勘定元帳に就いてをや。然も此の損失たるや簿記の實務上重大なる損失である。

従つて此の缺點を補正し、一般元帳は勿論他の特殊元帳に就いても各自獨立の試算表作成の機能を有せしめ、常に計算的自己統制の作用を復活せしむるのみならず、更に擴張して元帳組織の各部分にも之を具備せしめむとするに至つた。綜合勘定又は統制勘定の設定に依る Self-Balancing Ledger 又は Sectional-Balancing System の考案即ち是れである。

2 Self-Balancing Ledger

商業會計に於て最も普通なる元帳組織は得意先勘定元帳・仕入先勘定元帳及び一般元帳の三部より成る所のものである。而して一般元帳は總勘定元帳にして企業の簿記の全體であり、他の二種の元帳は部分元帳又は特殊元帳である。又一般元帳をして特殊元帳の分立に拘らず簿記の完全なる全體たらしむる爲に、得意先綜合勘定及び仕入先綜合勘定なる二個の綜合

勘定を設定するときは、一般元帳のみを以て貸借対照表及び損益計算表を作成し得るに至り、得意先勘定元帳及び仕入先勘定元帳は唯單に上記二種の勘定に関する明細なる内容・計算を記録説明するに過ぎざるものとなる。従つて之を補助元帳 Subsidiary ledgers と稱する。

三部元帳組織に於て、各種の元帳をして Self-balancing ledger たりしむる方法を説明すれば次の如し。

第一 一般元帳

一般元帳に於ては上述の如く分立したる數十乃至數百口の得意先人名勘定及び仕入先人名勘定に代るべき二個の綜括勘定を設定するを要する。

(a) 得意先綜括勘定

(b) 仕入先綜括勘定

第二 得意先勘定元帳

得意先勘定元帳は元來得意先人名勘定のみを有する特殊元帳なるが故に、其の試算表を作成すれば常に得意先綜括勘定と同一なる結果を生ずべく、従つて借方超過を示すべきこと明かである。此の借方超過を相殺する爲には得意先綜括勘定の借方貸方を反對にしたる勘定を設定すれば即ち可なり。之を一般元帳

勘定 General Ledger Account と稱する。

(c) 一般元帳勘定

第三 仕入先勘定元帳

同様に仕入先勘定元帳は元來仕入先人名勘定のみを有する特殊元帳なるが故に、其の試算表を作成すれば常に仕入先綜括勘定と同一なる結果を生ずべく、従つて貸方超過を示すべきこと明かである。此の貸方超過を相殺する爲には仕入先綜括勘定の借方貸方を反對にしたる勘定を設定すれば可い。之を同じく一般元帳勘定と稱する。

(d) 一般元帳勘定

此の如く二對の綜括勘定を設定することに依りて三種の元帳は總て Self-balancing となる。然も (a) と (c) 及び (b) と (d) は各、同一内容を有し、唯借方貸方を反對にしたるものに過ぎない。

此所に注意すべきは、第一に得意先勘定元帳と仕入先勘定元帳との間には何等計算上の交渉なきが故に、此等の部分元帳の間には相對する綜括勘定又は均整勘定を必要とせざる事である。第二に (c) 及び (d) は共に一般元帳勘定なる同一名稱を以て呼ばれるけれども、其の内容は全く相異なること勿論である。

第三 所謂統制勘定とは一般元帳に在る綜括勘定のみを指稱する。蓋し之に依りて主要元帳が補助元帳を統制し得るを以てである。即ち(a)得意先綜括勘定は得意先勘定元帳を統制し、(b)仕入先綜括勘定は仕入先勘定元帳を統制するが故に、共に統制勘定である。之に反して一般元帳勘定(c)及び(d)は綜括勘定なれども統制勘定ではない。何となれば此等の綜括勘定は單に補助元帳をして Self-balancing ledger たりしむる爲に設けられたるに過ぎざるを以てである。之に依りて一般元帳を統制せむとするは、此等勘定の性質上不可能なるのみならず、補助元帳を以て主要元帳を統制するが如きは上下の關係を顛倒するものである。

此の故に此等の綜括勘定は之を統制勘定と稱せず、特に Adjustment Accounts 又は Balance Accounts 均整勘定と稱する。均整勘定は以上の如き形式的職能を有するのみにして、實質的には何等一定の財政的事實の増減計算を行ふものに非ず、従つて其の借方貸方には普通の勘定に關する原理又は説明を適用し得ない。尙、イギリスに於ては Adjustment Accounts を以て上記(a)(b)(c)(d)總ての綜括勘定を指稱するが如し。

第四 イギリスに於ては上述の如く三部元帳を總て Self-balancing ledger たりしむること普通なるが如きも、之に反してアメリカに於ては唯一般元帳のみに綜括勘定即ち統制勘定を設定し、補助元帳には綜括勘定即ち均整勘定を設定せず、其の計算上の統制は一般元帳殊に統制勘定に依ること普通なるが如し。

3 統制勘定及び均整勘定

統制勘定及び均整勘定の意義性質に就きては既に前節に於て述べた。本節に於ては其の用法に就き稍、詳細なる説明をなすであらう。此の問題に最も密接なる關係を有するは仕譯帳の様式及び帳簿組織である。凡て統制勘定及び均整勘定への記入は、各種の特殊仕譯帳に特設しある相當金額欄より其の合計の定期的綜合轉記に依る。

第一 得意先統制勘定

此の勘定は又總得意先勘定 Total Debtors Account 賣上元帳勘定 Sales Ledger Account とも稱せられ、又は單に受取勘定 Accounts Receivable Account 得意先勘定 Customers Account 等と稱せられる。一般元帳に設けられたる綜括勘定にして得意先勘定元帳を統制する

勘定である。

凡て得意先勘定元帳の人名勘定、得意先甲・得意先乙・丙・丁以下の各勘定に記入せられる記入は、悉く之を得意先統制勘定に記入することを要する。而して前者の記入は日々の個別轉記に依り、後者の記入は定期的の綜合轉記に依るを原則とする。

例へば商品賣上帳よりの轉記に就きて考ふるに、總て信用賣の取引は、取引の發生するや商品賣上帳に記録せられ、之れより得意先甲・乙・丙以下の人名勘定の借方へ轉記せられる。次に一定期間例へば一ヶ月間の信用賣總額が月末に至りて商品賣上勘定の貸方へ轉記せられる。此の如くにして多數の得意先人名勘定への個別轉記と一口の商品賣上勘定への綜合轉記とを以て借方貸方の複式記入は完了するのである。元帳の分割なき場合に於ては最早これ以上の手数を費す必要を見ない。

然るに元帳分割の結果として、此の外更に一般元帳に在る得意先統制勘定へ第三の轉記を行ひ、且つ得意先勘定元帳に在る一般元帳勘定へ第四の轉記を行ふことを要する。即ち月末に於ける商品賣上帳よりの綜合轉記は、上記商品賣上勘定の貸方の外更に得意先

統制勘定の借方及び一般元帳勘定の貸方へ之を行ふ。

此の如く商品賣上帳よりの元帳轉記は二對の複式記入を必要とする。換言すれば元帳分割の結果、一對の綜合轉記を特別に要する理である。此の外凡て得意先勘定元帳又は仕入先勘定元帳に記入すべき取引は之れと同様なる取扱法に従ふ。

得意先統制勘定は總ての得意先人名勘定が有する總ての借方項目及び貸方項目を網羅すべきものなるが故に、其の内容は凡そ次の如くである。

得意先統制勘定

年月日	摘要	仕買	金額	年月日	摘要	仕買	金額
昭和6年 7月1日	残高	✓	15,000	昭和6年 7月31日	諸口	現10	45,800
	商品賣上勘定	賣5	50,000		受取手形勘定	一8	4,500
					戻り品勘定	一8	1,000
					貸倒損失勘定	一8	500
				12月31日	残高	✓	13,200
			65,000				65,000
昭和7年 1月1日	残高	✓	13,200	昭和7年			

(A) 借方項目

(1) 繰越残高

繰越残高は他の總ての勘定に於けるものと何等異なる所がない。資産勘定なるが故に借方残高を示す。而して其の計數例へば 15,000 圓は常に必ず得意先勘定元帳の總ての人名勘定の借方残高の合計と符合すべきである。

(2) 商品賣上總額

此の項目は借方項目の中にて最も主要なるものにして、通常年度進行中に生ずる借方記入は殆ど之れのみである。各得意先に販賣したる信用賣の總額である。商品の現金賣は商品賣上帳に記録するも、之を得意先勘定へ轉記することなきが故に、得意先統制勘定へも記入することなし。此の項目 50,000 圓は七月末日商品賣上帳より綜合轉記に依りて記入せられる。尙、八月乃至十二月迄毎月月末に於て同様なる綜合轉記を行ふ。

(3) 其の他の借方項目

此の外凡て得意先勘定の借方に生ずる記入は必ず得意先統制勘定の借方に記入せられる。例へば得意先丙より賣掛金 1,500 圓の支拂として約束手形を受取りたるに、満期日に至りて其の手形が遂に不渡となりたる場合には、先の手形に依る受取勘定の支拂は無効

となるが故に得意先丙勘定の借方に再び 1,500 圓の記入を生ずること次の如し。即ち一般仕譯帳に於て次の仕譯を行ふ。

得意先丙勘定	1,500
受取手形勘定	1,500

従つて得意先統制勘定の借方にも此の取引が記入せられることとなる。但し此の場合に於て得意先丙に對する 1,500 圓の債權を貸倒と判定するときは、此の如き借方記入を生ずることなし。

(B) 貸方項目

得意先統制勘定の貸方項目は凡て得意先に對する債權の支拂その他の原因に因る減少を意味する。其の主なるもの次の如し。

(1) 諸口——賣掛金支拂の受取

貸方項目中最も主要なる項目は賣掛金の支拂である。此の項目は現金出納帳又は現金收納帳より綜合轉記に依りて記入せられる。而して其の内譯は凡そ三種にして、(a) 現金の受取 (b) 小切手の受取 (c) 賣上現金割引の授與 是れである。然れども此等三種の借方項目は現金出納帳又は現金收納帳に於て各別の金額欄に記録せらるゝと共に、其の得意先統制勘定

欄にも記入せらるゝが故に、得意先統制勘定への総合
 轉記は此の最後の金額欄の合計 45,800 圓 一口として
 記入せられる。

(2) 受取手形に依る賣掛金の支拂 4,500 圓

(3) 戻り品 1,000 圓

(4) 貸倒損失に因る得意先勘定の減少 500 圓

此等の三項目は上例に於ては一般仕譯帳より轉記
 するものと假定したのである。而して一般仕譯帳に
 得意先統制勘定欄を設定しある場合には三項目は合
 計 6,000 圓の一口の総合轉記として月末に記入せられ
 る。又特殊仕譯帳として受取手形記入帳及び戻り品
 記入帳を使用する場合には、(2) 及び (3) は各特殊仕
 譯帳よりの総合轉記に依る。

(5) 残高

此の勘定の残高 13,200 圓は次年度に繰越すべき借
 方残高にして決算時に於ける得意先勘定の總額であ
 る。

第二 仕入先統制勘定

此の勘定は又總仕入先勘定 Total Creditors Account
 仕入元帳勘定 Purchases Ledger Account と稱し又は單に
 支拂勘定勘定 Accounts Payable Account 仕入先勘定

Creditors Account 等と稱せられる。一般元帳に設けら
 れたる綜括勘定にして仕入先勘定元帳を統制する勘
 定である。

仕入先統制勘定は總ての仕入先人名勘定が有する
 總ての借方項目及び貸方項目を網羅すべきこと得意
 先統制勘定の場合と同様なるが故に、其の内容は凡そ
 次の如くである。

仕入先統制勘定

年月日	摘要	仕頁	金額	年月日	摘要	仕頁	金額
昭和6年 7月31日	諸口	現11	30,600	昭和6年 7月1日	残高	✓	18,000
〃	支拂手形勘定	→ 8	10,000	〃	商品仕入勘定	仕 4	40,000
〃	戻り品勘定	→ 8	2,000				
12月31日	残高	✓	15,400				
			58,000				58,000
昭和7年 1月1日	残高	✓	15,400				

(A) 貸方項目

(1) 繰越残高

仕入先統制勘定は負債勘定なるが故に貸方残高を
 示す。18,000 圓是れである。

(2) 商品仕入總額

貸方項目中最も主要なる項目である。仕入先より信用買にて仕入れたる商品の総額である。毎月月末に於て商品仕入帳より其の仕入先統制勘定欄の合計を総合轉記する。

(B) 借方項目

(1) 諸口——買掛金の支拂

借方項目中の最も主要なる項目である。現金出納帳又は現金支拂帳よりの総合轉記に依る。(a) 現金の支拂 (b) 小切手の支拂 (c) 仕入現金割引の受取の三種の金額の合計である。

(2) 手形に依る掛買金の支拂

一般仕譯帳にて此の取引を取扱ふ場合には他の取引と共に仕入先統制勘定欄に記録せられ、其の欄の合計が一口の総合轉記に依りて此の勘定へ記入せられる。上例に於て戻し品総額2,000圓との和12,000圓が一般仕譯帳8頁より轉記せられたるが如し。又支拂手形記入帳を用ふるときは此の特殊仕譯帳よりの総合轉記に依る。

(3) 戻し品

戻し品は之を一般仕譯帳にて取扱ふ場合と特に戻し品記入帳を設けて取扱ふ場合とあり、共に戻り品に

關する取扱と同様である。

(4) 残高

残高15,400圓は次年度に繰越すべき貸方残高である。

第三 一般元帳勘定

得意先勘定元帳及び仕入先勘定元帳に設定する特殊の均整勘定は共に一般元帳勘定と稱し、然も兩者全く其の内容を異にすること前述の如し。

(A) 得意先勘定元帳に於ける一般元帳勘定

此の勘定は得意先統制勘定の借方貸方を反對にしたるものにして、其の用法に關しては凡て得意先統制勘定に關する説明を準用すべし。

(B) 仕入先勘定元帳に於ける一般元帳勘定

此の勘定は仕入先統制勘定の借方貸方を入れ替へたるものにして、其の用法に關しては凡て仕入先統制勘定に關する説明を準用すべし。

第七 章

例 解

前章の説明を補ひ且つ三部制元帳組織に伴ふ仕譯帳の組織及び様式並びに轉記の大要を明かにするため、一の假設例に據りて仕譯帳及び元帳の雛形を示さむ。此の場合に於ける帳簿組織は次の如きものと假定する。

(A) 仕譯帳組織

- (1) 一般仕譯帳
- (2) 現金收納帳 但し現金出納帳借方側
- (3) 現金支拂帳 但し現金出納帳貸方側
- (4) 商品仕入帳
- (5) 商品賣上帳

(B) 元帳組織

- (I) 一般元帳 但し現金勘定を省略す。
- (II) 仕入先勘定元帳
- (III) 得意先勘定元帳

〔假設例〕

昭和6年1月中に於ける諸取引次の如し。

- 1日 新に營業を開始す。
企業財産次の如し。現金(銀行當座預金) 10,000圓
商店建物 20,000圓
- 2日 什器 6,000圓を購入す。内4,000圓現金にて支拂ひ残
2,000圓約束手形を授與す。
- 3日 運搬具1,000圓を購入す、現金買。
- 4日 商品 16,000圓仕入先A商店より仕入る、信用買。
- 5日 商品現金賣合計1,000圓
- 6日 商品 700圓得意先甲商店へ賣る、信用賣。
- 7日 商品 500圓得意先乙商店へ賣る、信用賣。
- 8日 運搬具修繕費50圓を支拂ふ、現金。
- 9日 商品1,500圓仕入先B商店より仕入る、信用買。
- 10日 商品 800圓仕入先A商店より仕入る、信用買。
- 11日 商品現金賣合計1,200圓。
- 12日 商品 300圓得意先丙商店へ賣る、信用賣。
- 13日 商品 100圓得意先甲商店へ賣る、信用賣。
- 14日 商品2,000圓仕入先A商店より仕入る、内1,000圓現金
にて支拂ひ、600圓約束手形、残 400圓信用。
- 15日 得意先甲商店より賣上商品70圓返送し來る。
- 16日 商品 100圓得意先丙商店へ賣る、信用賣。
- 17日 商品 500圓仕入先Aへ返戻す。
- 18日 得意先甲商店より賣掛金の支拂を受く、現金割引2%
8圓を差引き現金 392圓。

(2) 現金收納帳

(2頁)

[現金出納帳借方側]

昭和6年	元帳勘定	說	明	元頁	諸口 (貸方)	得意先 勘定 (貸方)	賣上現金 引勘定 (借方)	現金勘定 (借方)
1	資本	開業	現金	✓	10,000			10,000
2	商品	賣上	票	✓	1,000			1,000
5	商品	賣上	票	✓	1,200			1,200
11	得意先	掛	支拂	201		400	8	392
18	得意先	掛	支拂	203		300	6	294
20	商品	賣上	票	✓	1,600			1,600
26	商品	賣上	票	✓	800			800
29								
31	合元		計數		14,600	700	14	15,286
1	殘		高	✓	(✓)	(3)	(21)	(✓)
2					3,326			3,326

例 解

(3) 現金支拂帳

例 解

(3頁)

[現金出納帳貸方側]

昭和6年	元帳勘定	說	明	元頁	諸口 (借方)	仕入先 勘定 (借方)	仕入現金 引勘定 (借方)	現金勘定 (貸方)
1	什器	小切	#1	✓	4,000			4,000
2	運搬	小切	#2	6	1,000			1,000
3	運費	小切	#3	17	50			50
8	商品	小切	#4	✓	1,000			1,000
14	仕入	小切	#5	102		1,000	50	95
19	仕入	小切	#6	101		4,000	40	3,960
21	私用	小切	#7	1	200			200
28	俵	小切	#8	18	500			500
30	運送	小切	#9	17	150			150
"	消耗品	小切	#10	19	100			100
"	燈	小切	#11	20	50			50
31	殘			✓	3,326			3,326
	合元		計數		10,376	5,000	90	15,286
	元				(✓)	(9)	(14)	(✓)

(4) 商品仕入帳

昭和6年	元帳勘定	說	明	元頁	諸口 (貸方)	仕入先 勘定 (貸方)	支拂手 形勘定 (貸方)	商品仕 入勘定 (借方)
1	仕入先 A 勘定	仕入送状 #1		101		16,000		16,000
4	仕入先 B 勘定	仕入送状 #2		102		1,500		1,500
9	仕入先 A 勘定	仕入送状 #3		101		800		800
10	仕入先 A 勘定	仕入送状 #4		101		400	600	1,000
14	現金勘定	仕入送状 #4		✓	1,000			1,000
25	仕入先 C 勘定	仕入送状 #5		104		4,000		4,000
31	合計				1,000	22,700	600	24,300
	元帳頁數				(✓)	(9)	(8)	(15)

例 解

(5) 商品賣上帳

昭和6年	元帳勘定	說	明	元頁	諸口 (借方)	得意先 勘定 (借方)	受取手 形勘定 (借方)	商品賣 上勘定 (貸方)
1	現金勘定	賣上送状 #1-15		✓	1,000			1,000
5	得意先甲勘定	賣上送状 #001		201		700		700
6	得意先乙勘定	賣上送状 #002		202		500		500
7	現金勘定	賣上送状 #16-26		✓	1,200			1,200
11	得意先丙勘定	賣上送状 #003		203		300		300
12	得意先甲勘定	賣上送状 #004		201		100		100
13	得意先丙勘定	賣上送状 #005		203		100		100
16	私用勘定	私用支出		11	200			200
24	現金勘定	賣上送状 #27-33		✓	1,600			1,600
26	得意先乙勘定	賣上送状 #006		202		400		400
27	現金勘定	賣上送状 #34-40		✓	800			800
29	合計				4,800	2,100		6,900
31	元帳頁數				(✓)	(3)		(12)

例 解

(I) 一般元帳

1 現金勘定

(無し。現金出納帳を以て之に充つ。)

2 受取手形勘定

昭和6年	摘要	仕入	摘要	仕入
1 31		1	300	

3 得意先統制勘定

昭和6年	摘要	仕入	摘要	仕入
1 31		1	2,100	1 370
				2 700

例 解

4 商品財産勘定

昭和6年	摘要	仕入	摘要	仕入
1 31				

5 什器勘定

昭和6年	摘要	仕入	摘要	仕入
1 2	口	1	6,000	

例 解

6 運搬具勘定

昭和6年	摘要	仕入	摘要	仕入
1 3	現金勘定	3	1,000	

7 建物勘定

昭和6年	摘要	仕頁	摘要	借頁
1	資本金勘定	1		
			20,000	

8 支拂手形勘定

昭和6年	摘要	仕頁	摘要	借頁
1			諸	
			商品仕入勘定	
				1
				2,800
				600

9 仕入先統制勘定

昭和6年	摘要	仕頁	摘要	借頁
1				
	諸	1		
			1,300	
	諸	3		
			5,000	
				22,700

10 資本金勘定

昭和6年	摘要	仕頁	摘要	借頁
1				
			諸	
				30,000

11 私用勘定

昭和6年	摘要	仕頁	摘要	借頁
1				
	商品賣上勘定	1		
			200	
	現金勘定	3		
			200	

12 商品賣上勘定

昭和6年	摘要	仕頁	摘要	借頁
1				
			諸	
				6,900

13 戻り品勘定

昭和6年	摘要	仕頁	摘要	仕頁
1 31	得意先統制勘定	— 1		
			70 —	

14 仕入現金割引勘定

昭和6年	摘要	仕頁	摘要	仕頁
1 31			仕入先統制勘定	現 3
				90 —

15 商品仕入勘定

昭和6年	摘要	仕頁	摘要	仕頁
1 31	諸	仕 1		
			24,300 —	

16 戻り品勘定

昭和6年	摘要	仕頁	摘要	仕頁
1 31			仕入先統制勘定	— 1
				500 —

17 運送費勘定

昭和6年	摘要	仕頁	摘要	仕頁
1 8 30	現金勘定	現 3		
	現金勘定	現 3	50 —	
			150 —	

18 俸給勘定

昭和6年	摘要	仕頁	摘要	仕頁
1 30	現金勘定	現 3		
			500 —	

19 消耗品費勘定

昭和6年	摘要	摘要	摘要	摘要	仕頁	仕頁
1/1	現金勘定	現金勘定	現金勘定	現金勘定	現 3	
1/30	現	100				

20 燈火煖房費勘定

昭和6年	摘要	摘要	摘要	摘要	仕頁	仕頁
1/1	現金勘定	現金勘定	現金勘定	現金勘定	現 3	
1/30	現	50				

21 賣上現金割引勘定

昭和6年	摘要	摘要	摘要	摘要	仕頁	仕頁
1/1	得意先統制勘定	得意先統制勘定	得意先統制勘定	得意先統制勘定	現 2	
1/31	得	14				

試算表 昭和6年1月31日

元頁	元 帳 勘 定	借 方	貸 方
	現 金 勘 定	¥ 3,326	
2	受 取 手 形 勘 定	300	
3	得 意 先 統 制 勘 定	1,030	
4	商 品 財 産 勘 定		
5	什 器 勘 定	6,000	
6	運 搬 具 勘 定	1,000	
7	建 物 勘 定	20,000	
8	支 拂 手 形 勘 定		¥ 3,400
9	仕 入 先 統 制 勘 定		16,400
10	資 本 金 勘 定		30,000
11	私 用 勘 定	400	
12	商 品 賣 上 勘 定		6,900
13	戻 り 品 勘 定	70	
14	仕 入 現 金 割 引 勘 定		90
15	商 品 仕 入 勘 定	24,300	
16	戻 し 品 勘 定		500
17	運 送 費 勘 定	200	
18	俵 給 勘 定	500	
19	消 耗 品 費 勘 定	100	
20	燈 火 煖 房 費 勘 定	50	
21	賣 上 現 金 割 引 勘 定	14	
		¥ 57,290	¥ 57,290

(II) 仕入先勘定元帳

101 仕入先 A 勘定

昭和6年	摘要	仕頁	摘要	借頁	昭和6年	摘要	仕頁
17	戻し品勘定	1	仕入勘定	1	4	商品仕入	16,000
21	諸口	現 3	仕入勘定	1	10	商品仕入	800
22	支拂手形勘定	1	仕入勘定	1	14	商品仕入	400

102 仕入先 B 勘定

昭和6年	摘要	仕頁	摘要	借頁
19	諸口	現 3	商品仕入勘定	1

103 仕入先 C 勘定

昭和6年	摘要	仕頁	摘要	借頁
25			商品仕入勘定	1

104 一般元帳勘定

無し。

(アメリカ方式—前章2.423頁参照)

仕入勘定元帳試算表 昭和6年1月31日

元頁	元帳	勘定	借方合計	貸方合計	貸方残高
101	仕入先 A	勘定	¥ 5,300	¥ 17,200	¥ 11,900
102	仕入先 B	勘定	¥ 1,000	¥ 1,500	¥ 500
103	仕入先 C	勘定	¥ 6,300	¥ 4,000	¥ 4,000
			¥ 16,400	¥ 22,700	¥ 16,400
			¥ 22,700	¥ 22,700	

第四編

簿記體系と簿記形式

第一章

簿記體系

1 簿記體系と簿記形式

簿記體系 *Buchhaltungssysteme* と簿記形式又は簿記方法 *Buchhaltungsformen oder Buchhaltungsmethode* との區別は Hügli が其の名著『簿記體系と簿記形式』*Die Buchhaltungs-Systeme und Buchhaltungs-Formen*. Bern 1887. に於て之を闡明して以來、廣くドイツ系統の會計學界に認められる所である。簿記形式又は簿記方法の種類は其の數頗る多く且つ其の増加する可能性大であるに反し、簿記體系の種類は其の數少く、或意味に於ては唯一つあるのみと言ひ得るであらう。蓋し簿記體系の種類は簿記の基本目的 *Hauptziele* 又は主要計算に依

りて生ずる。然るに簿記の基本目的又は主要計算には數多の相異の存すべき筈なく、殊に企業の簿記體系の完全なる者は唯一種あるに過ぎない。所謂複式簿記これである。

Hügli は四種の簿記體系を區別した。

- (1) 單式簿記
- (2) 複式簿記
- (3) Kameralistische Buchhaltung
- (4) Konstante Buchhaltung (1)

是れである。就中(3)と(4)とは企業の簿記に非ずして官房又は官廳の簿記なるが故に、此處には問題とならない。従つて簿記體系の種類として考慮の中に容るべきものは、單式簿記と複式簿記との二種である。

2 單式簿記

簿記體系の二種を別つ簿記の基本目的又は主要計算とは、既に縷説したるが如く、簿記が計算記録する二大對象即ち二大勘定系統たる、企業の資本に關する計算及び財産に關する計算を意味する。

- (1) 企業の資本K及び其の増減損益に關する計算
即ち資本勘定系統

- (2) 企業の財産殊に積極財産A及び消極財産Pに
關する計算即ち財産勘定系統

是れである。

而して此等二種の計算又は勘定系統を併せ有する者が複式簿記であり、二種の中一種殊に財産勘定系統の計算のみを有する者が單式簿記である。

此の如く單式簿記は、複式簿記が二重の主たる勘定系統又は目的を有するに對して、唯單一の主たる勘定系統又は目的を有する。然も其の財産に關する勘定計算と雖、總ての財産構成部分に就き其の靜態及び動態を勘定形式に依りて繼續的に計算記録するに非ずして、通常は債權者仕入先及び債務者得意先の勘定、或は更に現金・商品等の計算が勘定形式に依りて繼續的に記録せられるに過ぎない。(2) 其の他の財産構成部分に就いては勘定形式に依る繼續的計算を全く缺き、定期的に作成する財産目録に依りて始めて其の時現在の靜態を決定するのみである。

故に單式簿記に於ては其の唯一の計算たる企業財産に關する計算さへも、不完全なるものにして一定時點に作成する財産目録を俟つて始めて財産全體の狀態を知り得るのである。之を換言すれば單式簿記に

於ては財産目録が主たる計算を成す。而して勘定形式に依る継続的計算即ち狹義に於ける簿記その者は、僅に一部分の財産に關してのみ行はれ、其の全部的計算に對する地位は財産目録に比して副たるものに過ぎない。財産目録を基本とするに非ざれば決算貸借對照表を作成し得ないのである。此の如き貸借對照表を特に「資産負債表」Statement of Assets and Liabilities と稱し狹義の貸借對照表 Balance Sheet と區別すること曩に言へるが如し。⁽³⁾

次に單式簿記は其の最も進歩したる形態に於ても企業の資本殊に其の増減に關する計算、損益諸勘定を缺く。従つて資本の大きさを知らむが爲には、財産目録を作成して財産全體の状態を明かにし、然る後積極財産と消極財産との差額として純財産即ち資本を算出する方法に依るの外ない。

又或一定期間例へば一會計年度に於ける營業成績・損益の多少・資本の増減幾何なるかを知らむが爲には、該會計年度の開始に於ける財産目録と其の終末に於ける財産目録とを比較するの外他に方法がない。即ち單式簿記に於ては損益の計算を缺くが故に、資本の増減は其の原因たる各種の収益・費用・損失に就き繼續

的に計算記録せられたる勘定形式に據りて之を知るを得ず、財産の増減を計算する事に依りてのみ之を知り得るのである。

尙、以上の諸點に就き複式簿記が如何なる状態に在るかを附説し、以て單式簿記の特質を明瞭にするであらう。第一に複式簿記は二種の主要計算又は勘定系統を有する。即ち資本勘定系統及び財産勘定系統が是れである。而して此等二種の勘定系統は總ての資本並びに財産の構成部分を網羅し、其の増減變化を勘定形式に依りて繼續的に記録する。故に複式簿記にありては元帳勘定が企業の資本並びに財産の状態を完全に且つ詳細に計算記録し、之に依りて損益計算表及び貸借對照表を作成し、以て營業成績及び財政状態を明示し得る。唯元帳勘定の不完全なる所を補正する爲に財産目録作成の必要なきに非ざれども、之を單式簿記の場合に比較するときは元帳勘定と財産目録との相對的地位は恰も正反對にして、元帳勘定即ち狹義の簿記の計算が主たる地位を占め、財産目録は之に對して副たる地位を占むるに過ぎない。

次に複式簿記に於ては資本に關する計算を有するが故に、資本の額は資本金勘定に於て示され、又其の増

減に關する計算は之を各種の原因たる損益の種類に就き各別の勘定を設け、企業經營の進行に隨ひ繼續的に記録するが故に、此等の損益諸勘定に依りて明細に之を知ることが得、且つ其の綜合的結果に依りて一營業年度の純利益又は純損失を知ることが得るのである。之を換言すれば企業の資本及び其の増減の計算は、別種の勘定系統に依りて明細に記録するが故に、何時に於ても資本の大きさ及び營業成績は、財産に關する計算に依據すること無く、獨立に之を知り得る。此の點も亦單式簿記の場合と全く異なる所である。

最後に複式簿記にありては、凡て財産及び資本の價值に増減の變化を惹起す取引を勘定に記録し、且つ必ず之を借方貸方複式の記入として勘定に記入する。複記式の簿記 Bookkeeping by Double Entry である。従つて複式簿記の元帳勘定全體は、之を借方と貸方とに二分すれば、其の借方の合計と貸方の合計とが常に必ず同一計數を示すべき理である。所謂試算表の作成に依る自動的強制的自己統制の作用これである。然るに單式簿記にありては勘定形式に依りて財産及び資本の完全なる計算記録を行はず又凡ての取引を完全に記録することなく、況や之を記録するに方り例外

なく借方貸方の複式記入を行ふが如きことをしない。従つて試算表の成立不可能である。

3 單式簿記の本質に關する諸學說

前節に於て述べたる單式簿記の本質並びに其の複式簿記との本質的相異に關する説明は、單式簿記の實質的特徴を正確に理解せしむるものである。蓋し其の論據が總ての發達段階にある總ての種類單式簿記に共通なる特質を抽象して得たる標準であり、且つ同時に單式簿記を複式簿記より區別する最も的確なる標準であるからである。況や其の主なる標準たる資本勘定系統の有無又は資本勘定系統の計算その者は、財産勘定系統の計算と相俟つて完全なる簿記體系の計算を形造るものであり、財産及び資本は簿記の基本的概念の一對として且つ簿記の對象たる價値的事實の基本的範疇の一對として最も基本的意義を有するものなるに於てをや。

然れども此の外に種々の説明が單式簿記の意義に就いて與へられてある。其の主なるもの次の如し。

(1) 勘定記入の單複を標準となす說

此の說は普通行はるゝ所にして、各取引に就きての

勘定記入が単一であるか二重であるかに依りて單式簿記・複式簿記の別を生ずるものとなす見解である。即ち單記式簿記 Single Entry Bookkeeping, Bookkeeping by Single Entry 及び複記式簿記 Double Entry Bookkeeping, Bookkeeping by Double Entry の文字が示す如く、記入の單複を以て區別の標準とする説明である。

此の説は言はゞ形式的標準に依るものにして半面の眞理を含む。殊に複式簿記に於て各取引が常に必ず借方貸方の二重の勘定記入を生ずるの事實は疑ふの餘地なく、且つ之に因りて其の一大特長たる試算表の成立を可能ならしむる事も亦疑なき所である。

然れども此の形式的標準が決定的標準として有効に通用し得るか否か。此の點に就いては大に疑がある。何となれば複式記入は必ずしも複式簿記にのみ特有なる者に非ずして、單式簿記に於ても存するを以てある。例へば發達程度の高き單式簿記に於ては、仕入先より商品を仕入れ、得意先に商品を販賣し、或は仕入先へ買掛金を支拂ひ、得意先より賣掛金の支拂を受くる等の場合には、此等の取引に就き借方貸方の複式記入をなすこと複式簿記に於けると同様である。故に記入の單複は區別の決定的又は究極的標準とし

て有効であると認むるを得ないのである。

(2) 人的勘定を以て單式簿記の特質とする説

第二には單式簿記とは對人關係の取引のみを記録する人的勘定のみより成る簿記であると解する説がある。或者は之を説明して「單式簿記とは對人關係を含む取引のみを認め、従つて此の種の關係を含まざる取引は全部記録しない。故に嚴格なる單式簿記に於て記録せらるゝ唯一の帳簿は Personal Ledgers 人的元帳である」と曰ひ。(4) 又或者は「單式簿記は取引を勘定殊に人との計算關係を示す勘定に唯一回記入するを以て其の本質となし、複式簿記は其の元帳が人との計算關係及び物に關する計算の總てを包含し、且つ各取引が二重に記入せらるゝものである」と曰ふ。(5)

更に或者は曰く、「單式簿記の觀點は人的である。企業の會計の總ての方面の中にて人に關係なきものは、凡て企業主の直接監督の下に在りて彼の統制に従ふものと看做される。唯得意先たると仕入先たるとを問はず、人との取引にして未完了のものに就いては、取引先個人個人の勘定を設けて其の計算を明細に記録するに非ざれば、企業主の統制の下に之を置くを得ない。又現金を確保し且つ其の出納の計算を指顧の

下に置くの必要は、現金勘定をして單式簿記の殆ど普遍的なる一方向ならしめる。此の如くにして普通單式簿記の特徴を成す諸點は次の如し。

- (a) 總ての取引の記録。
- (b) 借方貸方の分析は人的勘定及び現金勘定のみに限られ、
- (c) 元帳勘定も亦人的勘定及び現金勘定のみに限られる。

單式簿記は總ての取引を借方貸方に分析するに方り取引が全體として企業に對する關係に依りて之を行はない。夫れは單一の觀點を有する、即ち人及び現金のみを考へ、此の觀點に依りて勘定記入を行ふ。是れ其の名稱の由つて來る所である。(6)(7)

思ふに此の説明も亦一部分正しくして然も完全でない。何となれば或種の單式簿記は人的勘定のみを以て組成せられ他の勘定を全然缺く。又如何なる種類の單式簿記と雖人的勘定を缺くものは無い。従つて單式簿記には必ず人的勘定が存在する。然れども此の最後の點は複式簿記に就いても亦言ひ得る所である。複式簿記にして人的勘定を缺くものはない。加之或種の單式簿記にありては人的勘定の外に物的

勘定をも具備するのである。例へば現金勘定・商品勘定の如きは屢、單式簿記と稱する簿記の元帳に存在する。此の故に人的勘定は單式簿記の特有物でもなく又人的勘定以外の勘定を含む事が單式簿記たるの本質を害することも無い。之を要するに人的勘定は單式簿記の本質を形造る特徴ではないのである。

〔註〕

- (1) Konstante Buchhaltung とは複式簿記の觀念を官廳簿記に加へたるものにして Hügli の創案する所である。詳細は Hügli 『簿記體系と簿記形式』第五編参照。尙 Hügli の説明に依りて上記四種の簿記體系の特質を表にて示せば次の如し。

	(A) 企業簿記	(B) 官廳簿記	
(b) 勘定系統の 數及び種類	(a) 豫算と實行との區別及び對照 無し	有り	(c) 主要なる計算
(1) 唯一種 (2) 不完全なる 財産勘定系統	(I) 單式簿記	(III) カメラ簿記	財産目録
(1) 二種 (2) 財産勘定系 統及び資本 勘定系統	(II) 複式簿記	(IV) コンスタント簿記	元帳勘定

(2) 單式簿記と概稱する者の中に幾多の種類が在る。これは發達の程度に依る區別にして、凡そ次の四種に分つことを得るであらう。

(1) 第一の最も幼稚なる者は單に財産目録のみより成るものにして、勘定形式に依る繼續的計算記録を全く缺くものである。

(2) 次には定期的に財産目録を作成する外に、年度進行中に於ても企業の經營に隨ひ現金の收支即ち現金取引は之を記録するものである。

(3) 第三段階の發達としては現金出納帳の外、更に債權者仕入先及び債務者得意先の勘定即ち人的勘定を有するに至つたのである。

(4) 最後に第四段階の發達としては商品勘定其の他必要に應じて他の財産勘定をも設くるに至れるものである。

以上の中(1)及び(2)は單式簿記の名稱を冠するに値せざるものであるから、(3)及び(4)を以て所謂單式簿記と稱すべきであらう。又(4)を特に稱して Die erweiterte einfache Buchhaltung 改良單式簿記と云ふ。

(3) 本書68頁を看よ。

(4) Spicer, E. F. and Pegler, E. C.; Book-Keeping and Accounts. 2nd Edition, London 1910. p. 3.

(5) Hügli 前掲書にある引用に依る。同書 S. 10. 参照。

(6) Kester; Accounting Theory and Practica. Vol. I. 2nd Edition, 1922. p. 496.

(7) 此の説は亦 The American Institute of Accountants の會計術語調査委員會の認むる所である。

Accounting Terminology. Preliminary Report of a Special Committee on Terminology. 1931. p. 111. "Single Entry: Strictly, a system of bookkeeping in which only personal accounts are maintained.

In general, it is an incomplete system of accounts, varying in extent according to the circumstances. There is no detailed record of gains or losses, the statement of financial conditions is prepared from any data available and the profit and loss must be ascertained by a comparison of the present condition with the condition at a past date."

第二章

簿記形式又は簿記方法

1 簿記形式又は簿記方法

唯一個の簿記體系たる複式簿記又は完全簿記の原理を基本として、多くの種類の簿記形式又は簿記方法の發達を見た。各種の簿記形式又は簿記方法は、帳簿組織・帳簿の様式・仕譯形式・轉記形式等凡て形式又は方法に關する種々の相異に因りて生じたるものにして、其の主要目的又は主要計算が企業の財産及び資本の状態並びに増減變化を併せ明かにするに在ることは皆同じである。

簿記の帳簿は原始帳簿又は仕譯帳と元帳とより成るが故に、各種簿記形式の相異を生ずる諸標準は此等二種の帳簿の様式・帳簿組織及び用法に關するものにして、其の主なる個別標準を擧ぐれば次の如し。

(I) 元帳組織及び元帳勘定の種類

先づ簿記形式の相異が元帳に關して生ずる所以を

考ふるに、元帳の帳簿組織が第一の問題となる。

元帳帳簿組織の形態は之を次の如く大別し得るであらう。

(a) 単一の元帳より成る帳簿組織

(b) 多数の元帳より成る帳簿組織

此の場合には一般元帳と特殊元帳との別を生ずるを普通とする。一般元帳と祕密元帳 Private Ledger との二種より成る者の如き、或は曩に詳述したる一般元帳と得意先勘定元帳及び仕入先勘定元帳の二特殊元帳との三種より成る帳簿組織の如きである。尙銀行會計及び工業會計に於ては更に複雑なる形態を生ずる。

(c) 元帳と仕譯帳とを同一帳簿に合併したるもの
就中 (a) はイタリヤ簿記の原始的形態であり、(b) は其の分化し複雑化したるもの、而して (c) は之れと反對の方向に進みたるものである。又 (a) にありては總ての元帳勘定は同一種類である。之に反し (b) にありては元帳分割の結果として、特に綜括勘定又は統制勘定なる種類の勘定の發達を見る。

(II) 元帳の様式

元帳に關する形式問題の第二は、元帳勘定を如何な

る形式に於て元帳に配置するかと云ふ點である。凡そ二種の形式がある。

(a) 普通の形式 曩に示したる標準形式の元帳勘定を元帳なる帳簿の各頁に配置するもの

(b) 一表の中に總ての勘定を併置する形式

而して(b)の場合に於ては一表の中に收め得る勘定の數には自ら限度あるが故に、得意先勘定・仕入先勘定等に就いては多數の人名勘定を列記するを得ず、綜合勘定を設定するを要する。

尙、元帳の様式に關する問題としては、元帳その者の形態に就き普通の帳簿 Bound book の外に、カード式及びブルースリーブ式等の別あれども、此等の區別は此所に考慮中の簿記形式又は簿記方法の問題とは無關係である。

(III) 原始帳簿の帳簿組織及び様式

次に仕譯帳殊に原始帳簿又は第一次記録の帳簿に就いても亦、帳簿の種類・數並びに様式に關して各種の相異を生ずる。

(a) 單一の仕譯帳より成る帳簿組織

(1) 單桁式 即ち金額欄が借方及び貸方各、一欄より成る形式

(2) 二桁式 即ち現金金額欄借方貸方及び其の他の金額欄借方貸方を有する形式

(3) 多桁式 即ち三對以上の金額欄を有する形式

(b) 二種の仕譯帳より成る帳簿組織

即ち現金出納帳と仕譯帳とより成るもの

(c) 三種以上の仕譯帳より成る帳簿組織

現金出納帳・商品仕入帳・商品賣上帳及び一般仕譯帳の五種の帳簿より成るもの。或は更に受取手形記入帳及び支拂手形記入帳を加へたる七種の帳簿より成るもの。或は又更に戻り品記入帳及び戻し品記入帳をも加へたる九種の帳簿より成る仕譯帳組織等がある。

(d) 綜合仕譯帳を有する帳簿組織

(b) 又は(c)の仕譯帳組織にして且つ綜合仕譯帳 Sammeljournal を有するものである。

(e) 仕譯帳と元帳とが一冊の帳簿に在る形態

上記(Ic)及び(IIb)參照。

(IV) 轉記の形式

原始帳簿と元帳とに關する諸種の形態上の相異と密接なる關係を有するものは、轉記の形式である。此

の関係に於て次の如き區別を考へ得るであらう。

- (a) 個別轉記 各個の取引を日々仕譯帳より直接に元帳へ個別的に轉記する方法
- (b) 綜合仕譯帳に依る定期的綜合轉記
- (c) 直接の定期的綜合轉記 多桁式仕譯帳又は各種の特殊仕譯帳より元帳へ直接に行ふ綜合轉記にして、此の如き綜合轉記は同時に日々の個別轉記と併せ用ひらるゝこと、前編に於ける現金出納帳・商品賣上帳・商品仕入帳等の説明に依りて既に知る所の如し。

2 主なる簿記形式

第一 イタリア式簿記

イタリア式簿記 Die italienische Buchhaltung は簿記形式の原形にして Luca Pacioli の説述したるものである。最も單純なる帳簿組織を有し、最も單純にして鄭重なる記帳手續を行ふ。即ち其の帳簿組織は單一の仕譯帳と單一の元帳とより成り(Ia, IIIa)、總ての取引を仕譯帳に記録し、之を仕譯帳より元帳へ轉記する形式は、日々記録したる取引を一つ一つ借方勘定と貸方勘定とへ個別轉記するものである(IVa)。故に此の簿記形

式の特質は、Hügli の曰へる如く、完全に年代順なる仕譯帳と、總ての個別勘定 Spezialkonten を網羅し仕譯帳より總ての個別的記入を受くる元帳とより成る點である。(2)

イタリア式簿記の原形の帳簿組織を圖表にて示せば次の如し。

仕	譯	帳
┌───────────┐		
元 帳		

尙現金出納帳を補助帳簿の一として使用することあれども、此の場合にも仕譯帳は完全に其の本來の職能を維持し、現金取引も亦必ず現金出納帳より仕譯帳に移し記され、然る後元帳へ轉記せらるゝこと他の取引と同じである。

然るに此の如きは現金取引に關する記録が現金出納帳と仕譯帳とに於て二重に行はるゝ結果となり、記帳手数の煩雜不經濟である。況や現金の收支は頗る多數に上る取引なるに於てをや。従つて現金出納帳を補助帳簿の地位より昇格せしめて仕譯帳と同列に置き、現金取引は現金仕譯帳たる現金出納帳に依り、而して其の他の取引は仕譯帳に依りて取扱ふの方法を講ずるに至るは自然の發達段階である。此の種の簿

記形式を稱して特に Die erweiterte italienische Buchhaltung と云ひ、或は Die Methode der parallelen Grundbücher 並行原始帳簿の簿記方法と云ふ。其の帳簿組織次の如し。

現金出納帳	仕 譯 帳
元	帳

第二 ドイツ式簿記

ドイツ式簿記 Die deutsche Buchhaltung の名稱を以て呼ばるゝ簿記形式は數種あるが如くなれども、③今此所に述べむとするはドイツ式綜合簿記 Die deutsche Sammelbuchhaltung である。其の帳簿組織は次の圖表に示す如く新に綜合仕譯帳 Sammeljournal を加へたる點に於て特徴を有する(III d)。

現金出納帳	仕 譯 帳
綜合仕譯帳	
元	帳

即ち外形上より之を觀れば、單に改良イタリヤ式簿記に綜合仕譯帳を加へたるに過ぎざれども、實質的には之に因りて簿記方法上に一大改革を來したるものと見なければならぬ(IV b)。蓋し傳統的なる個別轉記の煩雜を廢して新に定期的綜合轉記の方法を採るものなるを以てある。

第三 フランス式簿記

綜合簿記にしてドイツ式簿記より更に複雑なる原始帳簿組織を有するものを稱してフランス式簿記 Die französische Buchhaltung と云ふ。即ち二種の原始帳簿の代りに多數の特殊仕譯帳を有する形式である。例へば次の如し。

現金出納帳	商品仕入帳	商品賣上帳	受取手形帳	支拂手形帳	仕 譯 帳
綜合仕譯帳					帳
元					帳

第四 イギリス式簿記

イギリス式簿記 Die englische Buchhaltung と稱するは四種以上多數の特殊仕譯帳と元帳とより成る帳簿組織を有し、各種の特殊仕譯帳より直接に元帳へ轉記を行ひ、個別轉記と綜合轉記とを併せ用ふる簿記形式である(III e, IV c)。例へば次の如し。

現金出納帳	商品仕入帳	商品賣上帳	受取手形帳	支拂手形帳	一 般 仕 譯 帳
元					帳

此の簿記形式はフランス式簿記が更に一段の發達

をなし、實際的理由に基きて其の綜合仕譯帳を撤廢して直接轉記に復歸したるものであるか、或は改良イタリヤ式簿記が更に發達して其の特殊仕譯帳の數を増加したるものであるか。遽に之を斷定するを得ざれども、恐らくは前者であらう。

第五 アメリカ式簿記

以上列擧したる諸種の簿記形式は、イタリヤ式簿記即ち複式簿記の原始的形態に始り、漸次發達の程度加はるに従ひ其の帳簿組織の複雑性を増加したるものである。之に反してアメリカ式簿記 Die amerikanische Buchhaltung のみは全然反對の傾向に發達したる簿記形式である。即ち仕譯帳と元帳とを併合して一冊の帳簿と成し(Ic, IIIc)、總ての元帳勘定を一表の中に配列し(IIb)、仕譯帳に相當する部分をも亦同じ表の中に設くる。故に併合簿記 Die kombinierte Buchhaltung とも稱せられる。而して凡て取引は先づ仕譯帳の部分に記録・仕譯せられたる後直に元帳勘定の借方及び貸方へ轉記せらるゝこと普通の場合と同様なれども、各取引の仕譯及び轉記の記録は一表の中殊に同一行上に於て全部完了するのである。アメリカ式元帳即ち表式仕譯帳 Tabellen-Journal の幅員には自ら制限あるが

故に、其所に配列し得べき勘定の數にも亦制限あるを免れない。従つて得意先勘定・仕入先勘定の如き多數の人名勘定より成るものに就いては、綜括勘定を以て之を代表せしめ、多數の人名勘定は別に補助元帳に於て記録するの外ない。

3 綜合仕譯帳

前節述べたる簿記形式の中にてドイツ式簿記及びフランス式簿記は共に綜合仕譯帳なる特殊の帳簿を有し、之に依りて各種仕譯帳に於て一度仕譯記録せられたる取引を更に綜合仕譯の形式に整理し直し、以て元帳勘定への轉記を綜合轉記たらしむる點に其の特異點を有する。綜合仕譯帳は英米の簿記に於ては夙くより廢止せられたるが故に、我國の實際に於ても亦之を使用することなく、従つて其の存在をさへ知る者甚だ少きが如くである。然れども我國銀行簿記に於て一般に使用せらるゝ日記帳は、實質上實に一種の綜合仕譯帳である。

綜合仕譯帳の使用は元仕譯帳の分割に伴ひて生じたるものゝ如く、1673年フランスの De la Porte が仕譯帳の分割と共に説述したる „Journal au net“ に於て

其の起原を見ると云ふ。(4) されど総合仕譯帳の普及を見るに至りたるは第十八世紀後半又は第十九世紀に入りて以後の事である。(5)

総合仕譯帳の用法に就きては凡そ二種の形式がある。一をオーストリア式方法 Die österreichische Methode 又は北ドイツ式方法と稱し、他をドイツ式方法 Die deutsche Methode 又は南ドイツ式方法と稱する。今兩種方法の差異を明かにし且つ総合仕譯帳の一斑を示すため第三編第八章の假設例に據りて雛形を掲ぐることに次の如し。尙便宜上原始帳簿は同章に於て用ひたるもの即ち一般仕譯帳・現金出納帳・商品仕入帳及び商品賣上帳の四種を用ひ、且つ此等の帳簿を其のまゝ材料として総合仕譯帳の記入を行ふ。此の點に於て眞實のドイツ式又はフランス式簿記と異なる。此等の簿記に於ける原始帳簿は凡て多桁式に非ずして單桁式である。

第一 オーストリア式総合仕譯帳

オーストリア式総合仕譯方法に依る総合仕譯帳は総合仕譯帳(1)として 479—482 頁に掲ぐる所の如し。此の方法は單純なる総合轉記の原則に據るものにして、凡て総合仕譯帳より元帳への轉記は一勘定に就き

借方一口及び貸方一口の綜合轉記を行ひ、同日同一勘定に就き二口以上の借方記入又は貸方記入の生ずることを許さない。従つて綜合仕譯を行ふに方り原始帳簿に記録したる借方項目及び貸方項目は凡て二回づゝ綜合仕譯帳に移し記さるゝことゝなる。此の點ドイツ式方法に比して二倍の記録手數を要する。然れども一勘定借方貸方一轉記の原則に因りて善く此の缺點を補ひ得るのみならず、原則單純にして手續の秩序整然たる點に於て遙に優れるものである。

第二 ドイツ式綜合仕譯帳

次に同一材料を用ひて記録したるドイツ式綜合仕譯法に依る綜合仕譯帳の雛形を綜合仕譯帳(2)として483—7頁に掲ぐる。此の方法は第一法の如く嚴格なる一勘定借方貸方一轉記の原則に據らず、借方の綜合轉記と貸方の綜合轉記とを截然區別して行ふことをしない。或勘定に就き借方綜合轉記を行ふため、之に對する貸方項目を綜合するに際し、同時に其の貸方項目に就き各元帳勘定に依りて類別綜合を行ひ、以て一個の借方綜合轉記と同時に一個又は數個の貸方綜合轉記を行ふのである。例へば雛形486頁を見るに、商品仕入勘定借方綜合轉記24,300圓を行ふと同時に、

仕入先勘定 22,700 圓支拂手形勘定 600 圓及び現金勘定 1,000 圓の三個の貸方綜合轉記を行ふが如し。

従つて綜合仕譯を行ふに方り第一法に於けるが如く各原始帳簿に就き取引の發生順に依りて順次項目を列記することを得ない。例へば前例に於て商品仕入勘定の下に綜められたる貸方項目中14日に發生したる取引が25日の項目の次位に記さるゝが如し。

此の如く第一法の第二法に優れることは明白である。(6)

第三 我國銀行簿記に於ける日記帳

曩に一言したる如く綜合仕譯帳は我が國一般の簿記には使用せられざる所なれども、銀行簿記に於ける日記帳は實質上明かに一種の綜合仕譯帳である。唯ドイツ式簿記及びフランス式簿記の綜合仕譯帳にありては仕譯帳及び現金出納帳又は仕譯帳・現金出納帳・商品仕入帳・商品賣上帳等の諸種の原始帳簿の記録を材料として月末毎に綜合仕譯及び綜合轉記の手續を行ふに對して、我國銀行簿記の日記帳にありては傳票を材料として日々綜合仕譯並びに總勘定元帳への綜合轉記を行ふのである。又 488—9 頁に掲げたる雛形に依りて明かなる如く、其の形式稍、綜合仕譯帳と異なる。

第一 綜合仕譯帳(1) オーストリア式方法に依る形式

綜合仕譯帳(1)

昭和6年1月31日

日附	原始簿頁	元頁	摘要	内譯	合計
			【A】借方		
1.	-1	7	建物勘定 資本金勘定へ		¥20,000-
2.	-1	5	什器勘定 現金勘定へ	¥4,000-	
"	-1		支拂手形勘定へ	2,000-	6,000-
15	-1	13	戻り品勘定 得意先勘定へ		70-
23	-1	2	受取手形勘定 得意先勘定へ		300-
1-31	現2	1	現金勘定 諸口へ		15,286-
1-31	現2	21	賣上現金割引勘定 諸口へ		14-
3	現3	6	運搬具勘定 現金勘定へ		1,000-
8	現3	17	運送費勘定 現金勘定へ	50-	
30	現3		現金勘定へ	150-	200-
			繰越		¥42,870-

綜合仕譯帳(1) (續)

昭和6年1月31日

日附	原始簿頁	元頁	摘要	内譯	合計
		9	繰越		¥42,870
17	-1		仕入先勘定 戻し品勘定へ	¥500	
22	-1		支拂手形勘定へ	800	
19	現3		諸口へ	1,000	
21	現3		諸口へ	4,000	6,300
		11	私用勘定		
28	現1		現金勘定へ	¥200	
24	賣1		商品賣上勘定へ	200	400
		18	俵給勘定		
30	現3		現金勘定へ		500
		19	消耗品費勘定		
30	現3		現金勘定へ		100
		20	燈火暖房費勘定		
30	現3		現金勘定へ		50
		15	商品仕入勘定		
4	仕1		仕入先A勘定へ	¥16,000	
9	仕1		仕入先B勘定へ	1,500	
10	仕1		仕入先A勘定へ	800	
14	仕1		仕入先A勘定へ	400	
"	仕1		支拂手形勘定へ	600	
"	仕1		現金勘定へ	1,000	
25	仕1		仕入先C勘定へ	4,000	24,800
			繰越		¥74,520

綜合仕帳譯(1) (續)

昭和6年1月31日

日附	原始簿頁	元頁	摘要	内譯	合計
		3	繰越		¥74,520
		3	得意先勘定		
6	賣1		商品賣上勘定へ	¥700	
7	賣1		商品賣上勘定へ	500	
12	賣1		商品賣上勘定へ	300	
13	賣1		商品賣上勘定へ	100	
16	賣1		商品賣上勘定へ	100	
27	賣1		商品賣上勘定へ	400	2,100
					¥76,620
			【B】貸方		
		10	資本金勘定		
1	-1		現金勘定ヨリ	¥10,000	
"	-1		建物勘定ヨリ	20,000	¥30,000
		8	支拂手形勘定		
2	-1		什器勘定ヨリ	¥2,000	
22	-1		仕入先勘定ヨリ	800	
14	仕1		仕入先勘定ヨリ	600	3,400
		3	得意先勘定		
15	-1		戻り品勘定ヨリ	70	
23	-1		受取手形勘定ヨリ	300	
18	現2		諸口ヨリ	400	
20	現2		諸口ヨリ	300	1,070
			繰越		¥34,470

綜合仕譯帳(1) (續)

昭和6年1月31日

日附	原始簿頁	元頁	摘要	内譯	合計
			繰越		¥ 34,470
17	-1	16	戻し品勘定		
			仕入先勘定ヨリ		500
		1	現金勘定		
1-31	現3		諸口ヨリ		11,960
		14	仕入現金割引勘定		
1-31	現3		諸口ヨリ		90
		12	商品賣上勘定		
1-31	賣1		諸口ヨリ		6,900
		9	仕入先勘定		
1-31	仕1		諸口ヨリ		22,700
					¥ 76,620

第二 綜合仕譯帳(2) ドイツ式方法に依る形式

綜合仕譯帳(2)

昭和6年1月31日

日附	原始簿頁	元頁	摘要	借方	貸方
			開業貸借對照表		
			昭和6年1月1日		
			諸口		
		0	開業殘高勘定		
		1	現金勘定	¥ 10,000	
		7	建物勘定	20,000	
			借方合計		¥ 30,000
		0	開業殘高勘定		
		10	資本金勘定	¥ 30,000	
			貸方合計		30,000
			昭和6年1月31日		
		5	什器勘定	¥ 6,000	
			諸口		
2	-1	✓	現金勘定		¥ 4,000
"	-1	8	支拂手形勘定		2,000
		13	戻り品勘定	70	
		3	得意先勘定		
15	-1		甲商店..... ¥ 70.-		70
		9	仕入先勘定	1,300	
			諸口		
		16	戻し品勘定		
17	-1		A商店..... ¥ 500.-		500
			支拂手形勘定		
22	-1		A商店..... ¥ 800.-		800
			繰越	¥ 7,370	¥ 7,370

綜合仕譯帳(2) (續)

昭和6年1月31日

日附	原始簿頁	元頁	摘要	借方	貸方
			繰越	¥7,370	¥7,370
		2	受取手形勘定	300	
		3	得意先勘定		
23	-1		乙商店…… ¥300.-		30
		1	現金勘定	5,286	
			諸口		
		✓	商品賣上勘定		
5	現2		現金賣…… ¥1,000.-		
11	現2		現金賣…… 1,200.-		
26	現2		現金賣…… 1,600.-		
29	現2		現金賣…… 800.-		4,600
		3	得意先勘定		
18	現2		甲商店…… ¥392.-		
20	現2		丙商店…… 294.-		686
			諸口		
		1	現金勘定		11,960
2	現3	✓	什器勘定	4,000	
3	現3	6	運搬具勘定	1,000	
		17	運送費勘定		
8	現3		小切手…… ¥50.-		
30	現3		小切手…… 150.-	200	
			繰越	¥18,156	¥24,916

綜合仕譯帳(2) (續)

昭和6年1月31日

日附	原始簿頁	元頁	摘要	借方	貸方
			繰越	¥18,156	¥24,916
14	現3	√	商品仕入勘定 小切手…………… ¥ 1,000.—	1,000	
19	現3	9	仕入先勘定 B 商店…………… ¥ 950.—		
21	現3		A 商店…………… 3,960.—	4,910	
28	現3	11	私用勘定	200	
30	現3	18	俵給勘定	500	
"	現3	19	消耗品費勘定	100	
"	現3	20	燈火暖房費勘定	50	
		21	賣上現金割引勘定	14	
		3	諸口 得意先勘定		
18	現2		甲商店…………… ¥ 8.—		
20	現2		丙商店…………… 6.—		14
		14	諸口 仕入現金割引勘定		90
19	現3	9	仕入先勘定 B 商店…………… ¥ 50.—		
21	現3		A 商店…………… 40.—	90	
			繰越	¥ 25,020	¥ 25,020

綜合仕譯帳(2) (續)

昭和6年1月31日

日附	原始簿頁	元頁	摘要	借方	貸方
			繰越	¥25,020	¥25,020
		15	商品仕入勘定	24,300	
			諸口		
		9	仕入先勘定		
4	仕1		A商店..... ¥16,000.-		
9	仕1		B商店..... 1,500.-		
10	仕1		A商店..... 800.-		
14	仕1		A商店..... 400.-		
25	仕1		C商店..... 4,000.-		22,700
		8	支拂手形勘定		
14	仕1		A商店..... ¥600.-		600
14	仕1	✓	現金勘定		1,000
			諸口		
		12	商品賣上勘定		6,900
		✓	現金勘定		
5	賣1		賣上票 1-15..... ¥1,000.-		
11	賣1		賣上票 16-26..... 1,200.-		
26	賣1		賣上票 27-33..... 1,600.-		
29	賣1		賣上票 34-40..... 800.-	4,600	
		3	得意先勘定		
6			甲商店..... ¥700.-		
7			乙商店..... 500.-		
			繰越	¥53,920	¥56,220

綜合仕譯帳(2) (續)

昭和6年1月31日

日附	原始簿頁	元頁	摘要	借方	貸方
			繰越 ¥1,200.-	¥53,920	¥56,220
12			丙店商..... 300.-		
13			甲店商..... 100.-		
16			丙店商..... 100.-		
27			乙店商..... 400.-	2,100	
24		11	私用勘定	200	
				¥56,220	¥56,220

第三 我國銀行簿記の日記帳(8) 日記

(借方) 昭和 年

振替	勘定	摘要	元、丁	振替収入	現金収入	合計
		(定期預金)				
		# 9 山地保三			30,000	30,000
		(當座預金)				
		和田勇吉			5,000	
手形貸付		太田喜平	4,900			
商業手形		増田芳三	6,920			
貸		支拂保證口	2,000			18,820
		(特別當座預金)				
		杉山大吉			2,400	2,400
		(預金手形)				
當座預金		# 7 田中數馬	1,000			
		# 8 永山熊太			800	1,800
		(貸付金利息)				
手形貸付		太田喜平		100		100
		(割引料)				
商業手形		増田芳三		80		80
		(商業手形)				
當座預金		# 10 山岡正男		3,000		3,000
			18,000	33,200		56,200
		前日繰越高			154,280	154,280
			18,000	192,480		210,480

帳

月 日 (貸方)

振替	勘定	摘要	元、丁	振替支出	現金支出	合計
		(手形貸付)				
諸口		# 18 太田喜平		5,000		5,000
		(商業手形)				
諸口		# 20 増田芳三		7,000		7,000
		(國債證券)				
		整理公債 水野十郎			45,000	45,000
		(當座預金)				
		太田喜平			900	
預金手形		和田勇吉	1,000		2,000	
借		大野傳吉	2,000			
商業手形		山岡正男	3,000			
		交換所 田村秀三			2,000	10,900
		(コール、ローン)				
		普通物 東京銀行			100,000	100,000
		(預金手形)				
		交換所 木村太郎			700	700
		(預ケ金)				
		交換所 日本銀行			1,300	1,300
			18,000	151,900		169,900
		本日残高			40,580	40,580
			18,000	192,480		210,480